藩翰譜 十

上杉 八ト
秋田
立花
佐竹
相馬
新庄
岩城
丹羽
土方

和書門 類 七六〇七 號 二七八 函 一一 架 一五 冊

内閣文庫 和書 類 七六〇七 號 一五 冊 一五五函 六 架

内閣文庫		
番號	和	7607
冊數	15	(10)
函號	155	38

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館 National Archives of Japan

教部省文庫印
圖書局文庫

上杉

平義景(ヨシカゲ) 長尾左衛門尉
鎌倉権五郎景政五代孫長尾二郎景弘十二代後胤云

景春(ハル) 左衛門尉入道[illegible]

太政官文庫

政景 越後守

女子二人 三郎景虎室 畠山入庵妻

為景(タメ) 六郎 信濃守

為重(シゲ) 新二郎

景連(ツラ) 弾正忠 謙忠入道

景孝 新二郎

女子 長尾越後守政景妻 景勝ノ母

日本政府圖書

藤原輝虎(テルトラ)
初長尾平三景虎天文廿年山内上杉憲政(ノリマサ)養以為子譲ニ管領職
自是称弾正大弼従四位下藤原政虎ト廿三歳而入道号ニ謙信一又改輝虎ト天正五年三月十二日卒四十九歳

大崎文庫

六郎 永禄九年病死

景虎（カゲトラ） 三郎 実北條左京大夫氏康七男 天正七年三月為景勝被討自殺

景勝（カツ） 喜平治 実長尾政景男 天正十六年五月正四位下弾正大弼 文禄三年正月五日従三位 十月廿八日中納言 元和九年三月廿日卒 歳六十九

定勝（サダ） 元和九年二月十一日従四位下侍従弾正大弼 寛永二年八月十九日左少将 正保二年九月十日卒 四十三歳

綱勝（ツナ） 始憲好（ノリヨシ） 慶安二年十二月十二日従四位下侍従播磨守 寛文四年閏五月七日卒 廿七歳

綱憲（ノリ） 始景倫（カゲノリ） 延宝三年十二月廿三日従四位下侍従弾正大弼 実吉良上野助義英嫡子

女子 吉良上野助義英室

藩翰譜 八下

上杉

中納言従三位景勝は関東の管領上杉弾正大弼輝虎入道
謙信の世継実は長尾越後守政景の男也昔後深草院第一の
皇子宗尊親王征夷将軍の宣下ありて鎌倉に下向ありし
の時御供のため内大臣高藤公の末勧修寺修理大夫重房
朝臣従ひ下りし丹州上杉の庄を領して在名を称す是より
子孫関東に住して武家に仕へ其子上杉修理亮其
子越前守頼成頼成か三男兵庫頭房長を養して長尾の家
を継く是輝虎入道の先祖也此長尾の家に中頃信濃守房
将軍尊氏卿より後関東管領の執事にて代々の孫長尾次郎

景弘か末葉にてそおはしけり 此後太田水源五代記并佐貞定能か記云 長尾ハ桓武天皇の
曽孫村岡将軍平忠通の三男鎌倉四郎景村か子五郎景綱景綱か子二人
ありしハ大庭の景宗并ニ長尾四郎景弘といふ是を長尾の祖とし景弘の子孫
世々鎌倉に住しか右頼朝の時より従ひしか長尾か一族党うちほろひし一族ことごとく
亡ひしを足利尊氏公の御代ハ上杉の執事の職をとれハ五男杉田の兄足利殿の御下
男として杉田の息を御孫とすかかるか方とし長尾の家を
続しむと云長尾定房か記に 桓武天皇の曽孫村岡将軍良文五代の孫
村岡五郎景通に三子あり嫡子鎌倉権五郎景政二男大庭権守景宗三男梶原
平太郎景久と云嫡子景政五代の孫長尾四郎景弘より十三世長尾六郎
為景これ輝虎の父なりと云々 ○上ゟ君此説の是かたに依り一所ハ鎌倉の
寺の屋敷の在所といふ一所ハ桓武平氏といへりいつれかよからむ 長尾
の事ハ麦月か記にまたしか佐貞か説ハ新編纂国にあるを見えし凡纂
国の地によりて武家の事ハ長尾ものなり にしへのおもひ光国公も諸書
さしはかりし故なるに長尾の四家ありといへり白井惣社足利宮内少輔なり
ありきの長尾としく上杉の家老たり 是長尾すなはち上杉の家人たりつきし
なかに長尾か子孫ともに上杉の執事たりしかは 後に上杉憲政の長尾輝虎
に家督と管領の職并川を西へゆつりしかはとりにゆつり譲りし されと時
あり然ても長尾の家臣なりとも上杉のゆかりなく ことに遂へきやうにもなし
なりなり長尾か一族のうち足利殿のうつくしき にまかす子孫あり
しかハ上杉の子中のゆかり絹をとゝりやかくあれハ家ハ長尾の家なれと血筋ハ
此時より在氏なり 光宗かきし定むれハ別一説とも文にの前々に諸説と

誰記し さりなから元弘建武のころにかく尊氏将軍の三男
左馬頭基氏鎌倉の管領になされ給ひし時上杉を尊氏の
威の家なれハ世々関東の執事といへりまたこの後関東の上
と称し とかく鎌倉殿と云くさまに勢をはりめ執事
上杉と管領をはなれ安房守憲政の時より伊豆上野越後
三ケ国を領しけれハ子孫かのつかひけるに居住して鎌倉の左
馬頭持氏ともなひくの後上杉か持国同しく関東
の総大将のひきつゝきしより半分し文字の家のなとなり
しりえこれを上杉か後とし鎌倉よりけるに輝虎か父長尾信
濃守為景か常く越後の上杉民部大輔房能と不快の
ことありて日後の守護房能うちほろして当国両端とに

下にくだりて上杉民部大輔房能とハ上杉の憲房が実弟なり（ありし人へハ小勝等代記にハ上杉の房能と名乗られけり）
やうに扇谷山内の上杉民部大輔顕定ハ可淳の男憲房を東に
上野の国を入部して越後国へ向ひ為景を誅（永正六年七月廿八日のこと也）為景
かけ出て越中西浜へ引退き顕定父子越後の国に
入り越中の乱をしづめんとせしが南国の兵へ高梨摂津守と
為景を一所にして扇谷の下知にそむきける永正七
年六月十二日憲房推参しかしかしよて一戦し
打負けし憲房の為に川に入りて軍勢を従へし上野の
国を得て越へ長尾高梨諸将ら兵をそろへ憲房の居を
出しより同月廿日顕定軍兵を以ての越後と
信濃の境なる長森原にて向ひ戦ひ高梨が手にかゝりけり

て顕定は終に討たれけり（此顕定ハ上杉中務の息扇谷より養子なり）子息憲房越後国を
さり自ら上野の国へ引返し白井の城にこもりけり此
後為景越中の国府内の城に住し越後の国をうちしたがへ
く天文十一年加賀国へ発向しけるに一揆の為に囲まれ
栴檀野といふ所にてせめられて討死しけり（是ハ為景にあらず為景の一族なりといふ）
りんとて加賀の国へ向ひしハ為景にハあらず為景ハ此年にいたりて蟄居ありと
此国にハらうらく為景軍勢てらちもとりあへずかゝりし
これくわしく
なりけり　輝虎ハ父為景が家をつぎし時年わづかに十六才
年之景虎と名のり又は入道して明応ハ天文十二
年景虎が婿舞長尾越後守政景　景虎がいとけなきに代て国をの
かうして後不識と号し入道し景虎十七歳二十七年政景が父
人としかゝりてのち舎弟景虎にゆづりて出家しける十九年

政景は為景に隨ひて出て来りしかハ（時ニ景虎十六才 政景二十九才）明是ハ天
文十五年越後の守にしてうちいそくうちならさりハ父為景の
子なり此景虎ハしそ越中の守を討て入加賀能登をさして
信濃出入かしとらか景し十六年の八月信濃の守の国人村上
義清甲斐の武田に滅されて越後の守を頼み来り景虎とれ
しかハさらハ武田と退をふ川く義清と遂し納んとて武田と
合戦ありしより又同廿卅年の其の後山内の管領上杉の憲
政も景虎にたのまれてこれも景虎と称て越後の守を頼み
景虎を主の家と頼みしく利根川の辺に鎮りまてに入
少弼度とのちさまよきにかしつき来りける室憲政入道
景虎に上杉の家つかせ管領の職にうつりしかハ弾正大弼従五位下

度ニ政虎と名乗て上杉の管領とそなりける政虎後ニ入
道し謙信と号す（甲陽軍鑑に天正三年七月入道せしといふ）さてハ此景虎も川中島
にの御戦せんとて永禄三年三月信濃上野下野常陸武
蔵の軍勢を催し都合十万余騎の勢にて出陣し小
田原の城をかこみしかとも不叶武蔵由忠の城を出して
出くの軍勢ありしか小田原川越をへて謙信も力及ハす越後に
そ帰りける謙信つねにおそれしハ当時甲斐の信玄ハとそ
居なりし羽州の官加賀をのそみて又家の尾張にハさ
川く将軍家にても景虎をして一家の昵近し怒りしく又
武田の恥辱をうけとて謙信の敵となりしをつく川中島を
けりしとそ廿年五月雑兵合せて川中に二万八千人とか

思しくさきのむかしうちまゐりて頓て参りけり関東の
公方へつかへ奉りし義輝将軍に感ありてゆるしの御
待らく輝虎とゆるさしめ給ひ管領の職にかさねらる　後同り記此
謙信東国ニ下りし時上杉憲政よりゆつられし長尾の名字を上杉に改
いまにてかしこの事に将軍家へ参りしに小川謙信か在と当時の称号職に
本名更に名継の上杉なりけれ諸の盃を賜り本の主祥なりく諸の管領の職
されたりし書をかたれ偉なりしかハ謙信偉なりのよしとハ辞して名の
らん永禄六年のちに同き九月近衛の前白前嗣公越後の国へ下り
輝虎とハ申しとなり
此の時ハ謙信かたくハ辞退して助けらし此前将軍
の御内書にハ謙信と公へ近衛の書を賜はりて是を奉りける
乃ち上杉ハ関東管領と近き処へ輝虎の書を以て文をまゐらせしと
わかたくハ同し殿下御内書の事に浮されしかと守ら
甲陽軍鑑にの書に永禄三年三月謙信越前に坂入りし近衛殿の下向
すとのせたり前嗣公ハ云々祠信おハしまし九月十三日殿下越後へ御下向
同しき六年小此謙信のうしをたまへり
まさ海にある前嗣公に信に前久と申せし　扨て輝虎ハ在生年十三

まつ兵を出して川中島にて天正六年に能登東山東海の諸侯に威を
ふるひ越後越中加賀能登佐渡飛騨上野 下野 陸
奥 出羽 常陸 安房 上総 下総の国々をうちしたかへ当時御内諸家にも
信長か将軍家をも蔑如し奉りとかくをすゝめて大きに心まゝ
なりしかハ信長を退治して天下の悪人を申さためとて天正
六年三月越後の府の諸将をすゝめ引ておのゝとて
既に諸国の軍勢を催促して同年二月のすゑより病にかゝり遂
例して同年三月十三日四十九才にて卒しけり　辞世同り
葬送の事ハ桃の木とかけれハ辞世のことばと見えて　我一期栄一盃酒
四十九年一睡間　不知生亦不知死　歳月只是如夢中　とそ書て残せ
けり　輝虎いかなる人やらん一生の間妻を娶らす如く道てことな
かりしかハ世継とすへき子なかりし　されハ甥なりし小宇佐美自給の後を承
輝虎の跡をつかしむ　ハ又

為景ハ逆臣として八代の時より今景新参と云ふ称号と号ス末ニ
かくされ九年と称して十四の時父の為景か云景上杉が定とし
あしかるの子六郎と上杉の世継として是とさだまり上杉譜代の士と是と通し
いかにもしてく上杉の家を紀さんと思ひしかとも父いまだ天正元
年父の六郎師範の政景して是を越後の長尾政景と称して所々
つかふ府内の城とて又かくして父の六郎と申して謙信とさころしく後と申し
帰とうらふかくつとのれ越後おもて世をとくかふ一家臣と号しくさ
山さかし仏とともにふへ世にかくいさめ出してありけれハさらにハ父ころして世をつぎ
とふらふらへ是称も出家の川辺にしてかくしてちかいさきゑころしハち
さんけして肉と是とて終一生持戒し後に謙信とゆうもとさらに父が信り
父為景うれ兄六郎かふとも川舟にゆられてふへ越の景虎ととせしかえ
ゑとちりそけられかふとつき越後に称へ仏くて父のふかきんれることて一生如
りちろんまとしかふされも長尾定房が記を按するに六郎とかふ其謙信の中
守り師範の政景か謙信と称ろはし六郎ととふらへんとも越後にありし永禄八年
政景溺死の一ろの湖水にて溺死せそのうちに六郎とハ別の科とかほぼしく家臣
さやにれしかる明の年に病死せしとさる也按するに一所に六郎ハ父ニて
天文三年に府内の城にくせめうちけれしと云ひし一門ハ六郎ハ別にて永禄九年
り病死とりとりいふかれおもしろに気之ゐの中に長尾か思ひところすの始終
なりしくなへされハ其後兄か流れ府内が年に兄ころしてとちまく出家をしとふ
もいかしなんへきに景虎をしめ後出家所にて信濃の中に称して天文廿年関東にて
り補佐として後のちからをし謙信と号し按上杉憲政の孫と紀してさまくに肉と是
とふちしまる長尾か記に謙信てまにおおかしし灌頂と号すと又巳々歳ハ

護持して後し或ハ参禅して肉と是とふちしかハ子守して記し帰とうらふかくさ
かいとさけてかくゆりしとれハへまとふかふ天の冥助といのりて守る所信と
なさらびしとむりし人ハ多く仰りし誰も謙信の遠忘して葬まして是なり
人々かしも上杉の家も謙信の源につけ成る儀氣として罪深の縁にさめに
お戒とし又ハ身へは仰まいくろ天の冥助とふかくかとりしれけくかる所信と
しとんへきふりゑころとしかは所々とりなれしことハふ常とさふつきさにや 又謙
信の年としたまと将軍和泉ちかの恐異にころされしとて又織田信長のたうりしとふ
しくへとして前に中をまし所と逢むとつきところせしかも世りしつらふに長尾か
記うもろもろ所とつんかふ病にして上川かふ程世のもと善に六の六郎か身れハ世の衆すさ
かやまちつかふへしからもの所謙信の所伏として甲陽軍鑑にも仰りしと出る
ものれハ又去ぬる元亀元年の春中務大輔北條氏康七男三郎を越
後とあるに
人質として越後にくだり送る謙信越後の上へ養子としてまうけしとて天正元年
正月十九日越名を改めりて上杉三郎景虎と名の見せ越後の内
景勝の姉と妹をも同じく謙信の衆と附属せしめかくして二川り
和ちて其中ハ景虎に改りて後八郎殿の長尾政景人景勝を
謙信養子して百日とかに定めそしめて景虎景勝となりしに

おもひきやむなしく成にけり八月廿日の為景しかも負て去る日山の
城とそ憲政の御教書を給ひ荒川へおちゆき為景か方人さし
ふ子御前にありかしこの城をかこみて兵なし戦ひ手負れし
天文七年正月廿日為景か軍に侍大将小森井侍たちて
れしかも為景御教書にしたかひ関東の陣にて二月様か尾の城より
落行給ひしかれしかとも攻かたくして為景をうちつゝ死し
憲政も終に自害しくりたまひ故に為勝か父越後の政景ハ
輝虎か師範にて同流の長尾之一族に政景輝虎と兵
入とも手にまきて越後に居て輝虎これを降参すといへ共しかり
ありし晴景にてあり侍への返り一のかれし川村の乱にもゝり給へし
ありしやかを叫しく天文十九年七月にて政景ともに中の

坂戸にて北条の城のかこみより瀬につく政景にやまちて水に
おほれて死せしやしかに出しけれくゝち世継とし給ふ幼年
為景勝十一歳にて父にかはりていとけなき身にして父か在世の
跡をまちいかにもしく輝虎の恩にむくゐけれは是をもやと沐
御に祈誓すて十二歳より輝虎に近くつかへ大国寺にて沐浴
九郎といふ人剣の名人輝虎に罪ありしと二人ある所へ同
聞し川くりて輝虎これを感して父政景の依せし様
立るを姫く残る所なし返しめてまたもなく加賀能登の
事に至る者也廿四年の時輝虎卒し為景と親と三年の
うちにかう之人家に歳四年位長年次輝虎歳にかたれて時に
本人の名をと称く使をかり給ひ諸子に上に加へしき月あり二きさ

若死し（御館乱是也）しかしより上杉か家くるしみあらく
訳せよやとて加賀と越中とハ佐久間玄蕃允盛政と前田又左衛門尉
越中とハ佐々内蔵助に王分ちたりし景勝押へしけ前田備
かりけるに越後の国新発田の城くるかかりて出中
さりとも川ゆへにしく佐々と越中に属ゆく天正十年の春
信長甲斐の武田を滅して上野とハ滝川左近将監信治とハ
甲斐武田か州に諸方の数備しへ入らく越中信濃上野
より攻入んとす景勝か川越中に向ひ魚津の城にかゝり去り
織田か軍勢攻来りて近ゝ佐々攻めしかは景勝信
濃に入く甲斐に出て柴田佐久又魚津に押よせく終に城をおと
しけり此年六月信長明智か為に滝川甲斐上方へ上る近江京

勝信濃とてかへてく越後へ帰りて越中の乱を志川ゆへ又信濃の
出せんとし同き十二年羽柴筑前守秀吉越後は柏崎妙楽寺
の傍に（日蓮宗の僧也）木村源三右衛門尉副使として通しかは
て又木村を使として永く不和の事をしまひ扱ひて其中の記
請文かはして返す又越中の佐々か秀吉か方に属せり秀吉
是とこへんか為に越く佐々に出けてしかんと於政いりしてハ佐し
景勝助けられんハ秀吉か計略にかゝりこれに属しけり
中これより景勝木村にむかく志し年来景勝於政かくあつく
魚津の城をかとりかへ付て越中の乱を志川ゆへく景勝
越に中か及んて又攻出ハ我か家代の不仇なりハ景勝か一代は佐く
わかり得しく思ひて志ゝりにおいて秀吉の後を承く後佐出

とらんとて秀光とこゝろとゞまり似たり又景勝も一度は使を
越よせて秀光の所に任せたりしかども一向に承引せず使者を
向て越後の武者の所多く出しかども兄弟に入ける人の儀
別なり其上今年初めて八千人余十月廿日に越後出立て越中
の出羽路の城をめかしおとして下村に城をとめおとし上山の
城のこなたにける滑川の下郷に攻入家かしさに放火して川
近し木村をたくかこみ見るにも乙卯に秀吉に於ける景勝
けはしく走り入れりいと雲に乗りる秀光の所に得せ
く功とは出り池内にはせ又あれ物のうらこしこそ言々年にハ景
景勝よくも信くつき近藤にハ及べれとも使ひとハ近ければ
明年ハ天正十三年七月秀光越中の出をかね向し佐々終に

越前にて降参人 秀吉公備中越中ととられしは十三年七月 秀光実ハ父に从らせし後もはや下らり 又同十七日
原列中に秀吉石田治部少輔三成木村弥一右衛門尉二将に
日暮して難なく列ヶ三千八人越後出落れの城下に来りけ
城をとらんと沼垂湊に浮かけ後きて上杉殿へ秀光の使と
しく木村出向し来りけり沼垂殿に案内して中へ入すと
山とさへ見えける沼垂殿は高人の出仕の館に移しく出来
秀吉ハ堺の越中と申し越後の足羽をめでたく秀光へ景勝
を見入来中へ入り山内に来りける案内にて十二日
山をおもむき京へ出れハ沼垂殿の宿に仰せ
景勝も返へ参られし之人御下ハ事なく終へ景勝こは
中使出へ入れども何とも通しかけ人を叶はすしとて

六日市川より秀吉さまハ下馬城景勝にせまく景勝に談とす
せ秀吉ハいそ人事油断なくばき所にはと御あれハ勝手也とや
て羽柴筑前守殿城中に入まして悦く小倉庄しをとりけ時
景勝ハ筑前守へ所之刑部少輔同新潟の城せめんと
て蒲原郡に向ひしが秀吉越中に攻入とすぐく羽柴か勢信
書を越とりしみひきとて人といふとも誠に世の人の云ける
りうちし只く三寸ハ今古吉に越後越中の境する景勝川
の城に陣しけり蔵水の城より八三得さ様なれハ付加御
名こしけりしとつけ秀吉いて也かる人に是由緒継うくまでも
ちん景勝をく来り大人とそ中へと景勝ほそく天下の権も有
之か身の鞍出の中にしたく多くの疑心をもて未書とハ一つハ

去年のちかひに違ふとも景勝とよりしみ済人の為一つに景勝
かまされぬさ身にひきてにさ城其のはく新らてゆふめ丈に
家を申しくしてに人より景勝の手段正まししとりハ可失
の名を済さんとてしく景勝条令して家のみとり何色もし
ゆのかさしぬハ十川け殿ハ陵をも返しとうさくして筑紀しそつえ勝
貢をはいまとへりぬかさく直江山城守直兼続に関ち出
節奈ちて鉢よりて継令てす二端出武者六千余人と川具
しに日本刻半に蔵所の城りに来く秀吉ハ前名代
ありて済秀吉の本方にハ石田景勝の勝りを直江ゆかく
これとく密にりと憾ちふるに二府川より面刻のそしめ
ありて秀吉蔵所城之所とこめて六人山の城に帰り越中の小勢

此後又上洛し出仕し七月関白に伴ひ参りける月信濃
出陣人数四千余騎四年堀川殿にて三男源五郎を殿と
しして景勝に加勢す（景勝源三郎を家臣の子として作りけり）景勝河田安田木
戸を先として信濃出の築出郎今五郎六郎五百人上田の城に
さしむけ三田丈に向ひ越後の勢に上田の城をおとし被官八九人
の勢にて年し小越山にて陣をとりて討死しけるこそあはれ
堀川殿の使者付をしして能く申上せは越後の陣も退けり
同きし又木村又関白の使者として越後の出て河田は景勝と
頼として家康の使者としておと候由にて申はかるへし足る所
もしみな年れし候の後にて本人りけり廿年景勝将軍新潟酒宮
木の城く攻おとし（足本若林同り景徳の城なり）明年ハ天正十六年関白に参り

参してかへしては秀吉大に悦ひ給ひて又木村を使として色々の
御御被下給ひ景勝木村と打つれて八月二日に越後を立石田堤
田大谷出羽守に中して所かしこに設けて同き廿ちり景勝初
りて入り関白景勝に対顔ありて馳走し給ふ（景勝は七月）千夜とて対顔
餞にありて上洛を悦ひ給ひけり（廿日関白景勝に盃をさしてきて御のし直江に盃給ふ又そ盃）
也翌けの日景勝豪宗の茶の湯に参りて関白殿の拝奏にて
景勝参内し従四位の叙をせられ直江兼続を安田ことを相して京人
公人叙爵し同き七月中国に帰り十年兵北家府谷人の家に
の城をおとしつつ新発田の城をも攻落して関備まで着て
此の頃の城をし落しけれは越後をことく治まりて同き
十三年まく佐渡出陣し其のさして白川渡し宮井迄へ奥の

今濱と號して丹羽五郎左衛門とて天正十七年宗勝か妻(?)
の妹なり嫁しけるハ其後ほと年大かたに宗勝も
仕へて上洛せし後二條中納言に召れて又江口山城守爲繼
改めけるし
爲繼ハ樋口與惣とて宗勝か容貌武勇のきこえ高し年十七
其の頃宗勝か家臣の子なりしか宗勝の其人に仕へ居たり
爲繼か家にて諸人の後鐵砲のおとなしく召しれしか宗徒の其人に枝元(?)や
しきりのまさに丈にて云てへんりと呼ハ氏家に其のおとれ江口ろ和か男子な
りしかハ宗勝か子爲繼とて年にしくして江口と名のりし山城守と
号給てもと能に過一のおとなしてきしりてあふ遺して
姿同後に從下に称して其余の其人に叙爵ありて十七人に及
同十八年小濱とられし時宗勝東山道より攻入しか
の城を落してい小田原に至りし小濱之助して後関白殿に隨て
奥州より加賀の能美郡に付家と給ひし奥丹羽の後地し調鮮
の軍ありしハ名護屋の陣に隨ひ又禄二年のきり鮮に
渡りて谷山の城を築く同き八月帰朝して本国に頼きし三
年の秋上洛して伏見の城を築き慶長元年帰国して
帰朝を明ると八二年の春京に随て上洛と濱奥今濱の地領く
福され原本方に其人江口山城守別の御と召して宗徒と領して(?)
太閤宗勝をして今城せる也と頼み入りしかとも申して学の一しに加し七八十万斛もや
ゆる人と申されなれハさんハ四方にも外にも覚えくれてのきさま八本城をかしく年来せんと
して今濱百十万石の地に隠居てより實ハ宗勝ハ累代の臣と申し出置かれて左門さまたかえ
けるとかし又彼の者し家老(?)へハ出羽殿にて外されしそれとかられたるへのう事なり
宗勝とりの勝と家になかれとも
いきえらんかしきうしく陣にくしとて 又宗勝は御かけハ奥の出頭せしまで
れハ大命と蔵かくし為遂と諸の書いりし(今ハ出き)ゑし
宗勝かしさて頼まうし三年ケ経ぬるて又手く徳をと隣り
除して(?)とく出陣せし明る八三年八月太閤薨し
其後宗勝を太閤御都にいて徳川ともしく出のまへ

引出給ひて安芸国へ移給ひし又備中にて猶織城記
てよ事の深便にて流されて追捕して紀の国に皆家勝を
中納言なりしと伝へしかく世の乱ありて紀に行給
ひて速川殿は後とて其れより給ふかに事にて度々出し
ける家勝殿に来りて其に家勝の事蹟ぬと云々より
下馬と来ふれハさ事いたしやうに通路の人しとく安芸年
の秋速川殿家に至りもしかしに西国出中備之國の事に出
く其れの中須殿として山陽山陰南海西海の事務を給ひ
此年速川殿出て来ふ人とも速川殿に父子大川東国の事残
それ中此給り引返し海道山陽二月に口り川く坂の度に出
りて家勝の家弟殿よ事の後にて伊達二人上の人々と納に

其後は次第に上方の事ならずして後明年八六年十二月家勝
関東に来り　家勝速川殿に来りて事世に多く伝ふる所也慶長六年七月
　　　　　　未だ其も八月廿四日より之後月の記により十二月の末と云々
は給ふ人の知るところ不なれハより行給へし　速川殿の封国の後毛利家の
十一の事と七の事とは語るところ給へり
政と称して会津仙台庄内の地収めせらる　家勝は後家臣に称して
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　十万石と称しけり
大方石ハ越後に　大坂の事起りし時は将軍家の先陣として北国に出陣す
此れしとふ
安部川殿の出馬に従ひ人々に多く勤め　と家勝の初家老時代の出陣
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北国大坂の陣
二万石して出陣事業
加と称し年来けり　家勝と事起りしハ安部川殿家勝と二條城
出陣に至れ帝都と守護し其れとく出陣にて事あらず八幡に
陣にて元りけり家勝年六十九にて元和九年三月廿日に
卒しけり　家勝の年老いて若年の事の一ノ時と知ぬ　其子左衛門督定勝父に継
元和九年後正保中伊予に封せられ深くさ郷と兼ね寛永之年

少将に任し正保二年九月十日卒す其子侍従
綱勝承応二年十二月十二日元服し御諱の字を賜りて侍従
侍従兼播磨守に任す寛文四年閏五月七日廿七歳にして卒し
嗣なくしてまた弟なかりしかは吉良上野介義英か嫡男をもて
家継の人なきにより中にも遺跡を賜ひて義英か男を世継とし
いまた三十万石を減しられ十五万石を賜はる翌年綱勝の家を継
つき延宝三年十二月廿八日元服し御諱の字を賜り綱憲と改め
名字従四位下侍従兼弾正大弼に叙す

佐竹

源義光（ヨシミツ） 新羅三郎 従五位下刑部丞 左兵衛尉

義業（ヨシナリ） 進士判官

昌義（マサ） 佐竹冠者 下野守

隆義（タカ） 太田太郎 常陸介

秀義（ヒデ） 佐竹別当 従五位下常陸介

義繁（シゲ） 従五位下常陸介 右兵衛尉

長義（ナガ） 常陸二郎

義胤（タネ） 常陸孫二郎

行義（ユキ） 常陸彦二郎

貞義（サダ） 二郎 遠江守 上総介

義敦（アツ） 右馬権頭

義信（ノブ） 右近大夫将監 右馬助

義盛（モリ） 右馬頭

義久（ヒサ） 右衛門佐 右京大夫 実上杉安房守憲定二男

義俊（トシ） 伊予守

義治（ハル） 左衛門佐

義舜（キヨ） 従四位上少将 右京大夫

義篤（アツ） 従四位上 右馬権頭 大膳大夫

義昭（アキラ） 右京大夫

義重（シゲ） 常陸介 六十六歳 慶長十九年四月十九日卒

義宣（ノブ） 右京大夫 天正十六年十二月廿三日従四位下侍従 寛永三年八月九日中将 同十年五月廿五日卒六十四歳

義隆（タカ） 実岩城貞隆男 修理大夫従四位下 寛永三年八月十九日侍従 寛文六年十二月廿八日少将 同十二年二月五日卒 六十四歳

義処（ズミ） 承應三年十二月廿六日右京大夫従四位下 寛文九年十二月廿八日侍従

義苗（ミツ）

某

義寘（ツキ） 式部少輔従五位下 寛文五年九月廿一日卒 三十三歳

義知（トモ） 従五位下左近将監

盛重（モリシゲ） 蘆名盛隆養子

義堅（カタ） 東政義養子

貞隆（サタタカ） 岩城親隆養子

宣義（ノブ） 多賀谷養子

義継（ツグ） 彦二郎

佐竹

左中将兼右京大夫源義宣ハ陸奥守将軍頼義の三男新羅
三郎義光の孫佐竹の冠者昌義十八代の後胤也昌義始メて
常陸国に下り久慈の郡佐竹の地を領し其れハ佐竹
と名乗る昌義の孫佐竹別当秀義右大将頼朝の為に討れ
かりしを帝王に上て奥州頼朝の泰衡を討んとて
下野国宇都宮に到りける時秀義異名としきてしくて参る佐竹
旗皆混白也それハ当家の白旗に紛らハしくありて月を出せる扇
付けて旗の上に付けて佐竹の月出したる扇の紋とする事
是より始るとぞ其より秀義五代の孫常陸介貞義元弘の乱にあ

遠江守兼上総介に任じ刀禰として上総の刀禰と申人お横
刀禰ニ与付の渡浪ニ遊ヒハ古浦浪の加領しニ与付ニ以て又是
村藤ニ遊ヒハ其家を継ハ其二の将軍方之しかハ子孫久繁
昌して貞義の子孫右馬頭義盛しか義盛世をなかり
けるハ源家の龍幸上杉安房守憲定の二男をもて我
跡を継せ刷しかハ右京大夫義仁とやかり佐竹の家督
義仁の此跡の子なりと号して上総介貞義の孫山入刑
部大輔師義か子上総介与義と云て京都に在て源公方持氏
相将出けて与義かにハ長会の城とせあふ
佐竹の家督を争ひて義仁とひくへからす与義と持人
さまさま争ひけりハ先より佐竹の流とりけり 應永卅三年源公方の会

華ニ義氏将氏の四方ニ乗りしかハ手鉾なくて庶執の威勢
免されり（関東八屋形の事なり）義氏ハ子源氏ら義従子の子左兵衛佐義従
天子ハ源氏将軍乃末孫義氏義兼子孫ハ源氏従上古高将氏兼
大膳大夫義氏馬天文の頃古河の御所晴氏朝臣の四方して
武蔵出河越の城をせめ小弓の御所乃末孫大夫氏康と戦ハ北方引
かれけるて川越城義氏ハ子右京大夫義明ハ子孫房州義宣ハ
義宣の代ニなりて義宣ハ時ニ好てらく関東の管領上杉
こむしるハ関東八州の人てらくく小弓ハ去てくふ小弓の御所武
田寄親らく後北条下野の出人ニ小弓をさして義宣ニ
さいりふられけり又佐竹小弓ハ秋山牢人し天正十八年義宣
国出の大名江戸ニ重通をめされし所ニ其の城をとられて嫡子

義宣ニ陣して出勢践濃り秋冬ハ左田城ニて凡とむ宮白
秀吉小弓を討ち小時義宣寄手践川辛しく北方に
乗りけれハ常陸出て旅て東方二千三百騎の大将を承り実
白伺見ニうつりかへしの時義宣りしこ承ぶ退りし妻
川県し傍りし上ハ殿下の御感ありて実白ぶのまて
あまね田従御下備三城と去てしく日ぐらし家と執ふ
いかにもして秋出三千三百騎の出人ニ成して後所領とて
余ら氏ら人支をそらり明の時義宣一筆白の正印ニさせ
しかニ三成しけり乗りして御従の序て呂ハ以て去ら
しあされ去る称佐竹常陸出の半義宣りに知小使出ハ去く来を
てくりし出羽書とのしかれ其ここれハ佐出人ハ一向き佐竹の下知

ことりまねとて我か是なりしかハ殿下の御とかめもなくて中書か
まゝにかくし給ふ宰相の次將に入へき命の旨ありしに
御あはれみありて身も所へ仕へしとやなとかやはかと申せしかハ
関白以来の御事に於ける義捨し給ひ中ハ左様之いふ事に義宣かこと
公儀へも申して如来請返しすら事にのりの武部に仕へされ
あいにくにて治部少義宣ゟ悦ひ帰て中書に約す令答あり
りけるに其年三人の出入をもしく召集めつゝいまに
くさは捨て此後に次いしかれハ天下古人の大名にかなへる人々なり
なり 徳川 毛利 上杉 前田 浮田 義宣か大名になりしと偏にも人の御為に孫
りまりしかいへりもしらて伎患と釿人事とそ云ひりされ
太閤薨しける大名中あいに分けて常に三成か方へ入り

しに義宣か家坊ハ関けして大坂に此度三成とむ人何て
御人の為に陣せしかりしと後慶長五年の秋徳川殿の上杉
かしまんとて出て向ありし時義宣も参て三成と謀議
かはりしく関東治しく在ける上も東へ成して下野方搦手
三ヶ之石那坂とうちよこ多行の取ハ陣取て徳川殿其に
向ひけるに戦ひ半ニ入し時府へ帰りしろ利おりしに合ひ
東下らんとそ元々に何かに名にはる国の名残なとかまえしけるに
中川東国の家ども此ためあらましよ関国より出し上方へ
向て攻上らせるにより此義宣家にても遣して一旗東へ
遣し更に改めし義宣より上京させる家坊中にて信に来下せる
かくして羽ヶ崎の家族をも後父義重の陣とつ比中立に方

此時の役ハ前九年ト云
人見ヲ勝ト云ともいふ

其の後白河院の御時に近江の守ハ明けれハ六年の
其の後大納言殿関東へ御下向の時に武衡家衡のともから御追討
のためにとて遣されしハ義家大将軍として出立給ふ
大納言殿ハ其武蔵の国府に於て大納言殿
参り来りて給ひし事ありしに中にて申けるは中さりしハ先にてありし是
奉り御いて其の上大納言殿へ申入れ候ハ御代に参り
大納言殿も先にて人々歌きし中有明のおかしめされ候
さしたることもなく同き七年五月八日義家御人に仰ふせ
しと云れ常陸国にては清原の武則出羽の国秋田の城を落
とされ 二年方にて其後御 此月常陸の国へ御渡しとかけれ又義家
姉く家衡の子人ゝ打ふしけりしと沙汰されけり此時東段次ハ

其の子に死たまふ人 陸奥丹波ちゝ義家と済く秋田の守ハ
四万人ともかりしに出羽の国大将十年の戦をなしたまふ人ハ
くく出じ甲斐ハ是にかりしといふもの人と云ひしれハ義
家常時日本第一の武門の源家とも定めらるゝ其の一人
かし秋田の城をつくくし天下の武士とおもひし事いかにもして
り此事を聞しめし天下にも其の人大ひにまかりけれハ三十
三十一騎の清原の武衡家衡の首をとりて其中に帰
いへハ新古の事とて二度にあけし事と思ふにも首
にも秋田の国さへ其の中に参りしかハもれ給ふて後に
り七年来る末代の迄とかく同き六月十日秋田の城へ
其の人になり 陸奥丹波ちゝ義家と済く 其の後御堀河院に仕へ給ひ同き十七年三月廿九日出家

并義宣卒去年六十六歳右京の家督ハ時義宣
将軍家の御はからひにて此上ハ今福の縫殿助にて家督の
中務ハ何ハふ人（あらし）ニても賞ニ預り 梅津主馬右衛門が女ニ候也 小籠書ともしあられおて候ハと見ゆ
義宣ニもあらず正保八年十二月廿六日従四位下侍従ニ叙せられ寛
永三年八月十九日左中将ニ任し同き十年正月廿六日六十
四歳ニて卒其嗣子なりしハ右会弟岩城右京亮貞隆ヵ
男ニ候ハゝ子とて（貞隆ハ岩城親隆ノ養子 ときに佐竹ニ有し也）左少将義隆始
ハ義宣ヵ嗣となりて従四位下侍従ニ叙せられ寛永三年八月
十九日侍従ニ任し右近衛ニ任し後寛文六年十二月廿八日左少将ニ
任し同五年十二月五日六十四ニて卒ス男子二人嫡子侍
従義處家を継承応三年十二月廿六日従四位下右京大夫
寛文九年十二月廿三日侍従ニ任ス二男式部大輔義長兼
応三年十二月廿八日叙爵し寛文五年九月十一日二十二歳
にて卒し三男ハ左近将監義和寛文十年二月廿八日叙
爵し後改て壱岐守と任ス

岩城

桓武天皇 — 葛原(カツラハラ)親王 — 高見(タカミ)王

高望(タカモチ)王 初賜平姓 — 平良望(ヨシモチ) 後国香 鎮守府将軍 — 貞盛(サダモリ) 鎮守府将軍

二男 繁盛(シゲモリ) 陸奥権守 — 安忠(ヤスタヽ) 権守 — 則道(ノリミチ) 岩城次郎 岩城祖

忠清(キヨ) 治郎 — 清隆(タカ) 次郎 — 師(モロ)隆 太郎

隆行(ユキ) 次郎 — 隆平(ヒラ) 次郎 — 隆守(モリ) 次郎

義衡（ヨシヒラ） 治郎 ― 照衡（テルヒラ） 治郎 ― 朝義（トモヨシ） 治郎

常朝（ツネトモ） 治郎 ― 清胤（キヨタネ） 治郎 ― 隆忠（タカタダ） 下総守

親隆（チカ） 下總守 ― 常隆 下總守 ― 由隆 民部大輔

重隆（シゲ） 左京大夫 ― 親隆（チカタカ） 左京大夫 ― 常隆（ツネタカ） 左京大夫

貞隆 忠二郎 實佐竹常陸介義重男 ― 宣隆（ノブ） 實ハ義隆弟但馬守従五位下 明暦二年七月廿八日致仕 ― 重隆 左京 伊予守従五位下

岩城

忠次郎平貞隆ハ桓武天皇の御後鎮守府将軍陸奥守
繁盛朝臣の孫陸奥守従五位下安忠の子岩城次郎則道
十九代の後胤なりしか結城左京亮宗廣か女子
とつき娘別にありせしく岩城の卿と申すゆへ是より岩城
と云ハ岩城の名字の子孫ハ任にて左京大夫親隆
至る親隆ハ伊達左京大夫晴宗の嫡男輝宗の弟にて左京
大夫重隆娘の聟として岩城の家を継ぐ 是より前ハ左京大夫ハ貞隆の祖父 親隆ハ父祖
三年七月十日に卒して後ハ子左京大夫常隆父の家を継
天正十八年の夏秀吉関白太閤の小田原にて常隆も陣に
此年の同じ七月廿二日相模にて卒す年廿四にて卒す

りける後男子なかりしかハ其人の兄弟摂津守堀田左衛門尉長盛に

つかへてこの家を継んとせしつ一族なれハ佐竹義宣に

三男能代兎として八歳のときなるとき家督の世継となんりしを

其年後世を継しを後に関白秀吉にまみえ[illegible]

守護父に斯り時能代兎里にして帰り[illegible]ありしか次

郎と号して名字を改 是より又治和源氏の流といへり[illegible] 慶長七年の

秋兄の佐竹にかはりて[illegible]の[illegible]に[illegible]七年

五月八日所領の地収公せられ[illegible] 出羽[illegible]の地

移されける元和六年十月十九日卒す男子二人嫡男ハ兄の[illegible]

無後となりて後[illegible]三男但馬守定隆父につき明暦二年

七月廿五日に後江戸にて[illegible]父か[illegible]

秋田

安倍廣季（ヒロスエ） 秋田太郎 城介 應永三十年六月十六日死
先祖出自安倍大夫頼時二男厨河二郎貞任云

盛季（スエ） 秋田太郎 城介 文安二年四月十日死

惟季 太郎 城介 寛正三年八月五日死

昭季（アキ） 延徳二年五月廿八日死

定季 天文二年九月二日死

友季（トモ） 天文十三年六月十九日死十六歳

愛季（チカ） 天文十五年九月一日死

實季（サネスエ） 東太郎 秋田城介 慶長十年九月二日従五位下

俊季（トシ）　東太郎
従五位下伊豆守
元和元年正月廿七日叙任
同五年四月二日河内守
慶安二年正月三日卒
五十三歳

季信（ノブ）
従五位下隼人正
慶安四年九月卒四十一歳

盛季（モリ）
従五位下安房守
寛永十八年十二月廿九日
叙任
延宝四年正月十三日卒

季久（ヒサ）　熊之丞　右衛門
従五位下淡路守
万治元年十二月廿七日　叙任

輝季（テル）
信濃守従五位下
寛文二年十二月廿七日
叙任

秋田

秋田城介安倍実季ハ陸奥六郡の司安倍頼良か二男厨川
次郎貞任か末孫也といへり　其系図ニ[illegible]先祖ハ[illegible]安倍[illegible]　[illegible]年代久遠にして詳ならす[illegible]
其子孫中に安倍貞任か子孫東夷[illegible]年三百余年其名もさたかな
らん[illegible]合戦[illegible]詳[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
如　神武天皇[illegible]
[illegible]摩志摩治命の[illegible]安日長髄彦の[illegible]
膽駒の嶽[illegible]
天皇の[illegible]
[illegible]安東浦[illegible]子孫[illegible]日本書紀[illegible]
[illegible]

東征しゐまふとて此年安芸国より乙卯の年吉備の国へ入戊午年難波
のみさきにつきそれより膽駒の山をこえて大和の国へ入らんとし給ふに長髄彦と
いふものむかへ戦ふ是含陽の河にて戦ふに長髄彦は邑の名にて人の名とせし
天皇の御兄五瀬命流矢にあたりてかくれさせ給ふ此年の冬又天皇と戦ひ
皇師とゞまりかねて長髄彦をせめしめ櫛玉饒速日命天より降りしと長
髄彦語しこの天神の御子と云ひ君と仰ぎおのが妹三炊屋媛をめあはせ可美真手命
命をうめり天皇も又天神の御子とみとめ給ひしかど猶皇師をふせき
戦ひし故に饒速日命は天皇の天孫なる事をしりてさとせどもきかずとてこれ
をも長髄彦がつみに随ひ長髄彦をころし天皇に降参す
そなへしも其ものちいたりてきゝまことを知あらためしかはぬこれを紀氏の
先祖なりと云へり然れば長髄彦が君とせし饒速日命は可美真手命八
饒速日命の子にて可美真手命は天孫にて日本に降りし饒速日命の子なり此年ハ
天皇の即位ありし年にて正史にさしあたれば此ことは不たしかなり○人皇弟
十代の帝崇神天皇の御宇にいたりて安倍川別命として
る服夷のためにつかはして吉備を廣村と共にし安日が子孫を安東と
命せしめ是を襖祖に付てこれを攻らしむ道端の臣とし東国に
ゆかりしとて四道将軍の一人として大彦命と称して服夷を征し給ふ人とて陸奥へ阿
別命せしとて皇命に奉じて安東を伐らんとし陸奥を攻む大に戦ひ暦年
ゆゑ命は彼の地方に止りて大彦命祖の名にかはりしにたり安倍をかへて
姓とす又大祖の名に因て川と安日を書く安倍とも記すと云へり
崇神天皇の十年九月彼を四方に遣して征しめ給ふ
大彦命は北陸に武渟川別命を東海に吉備津彦は西道に丹波の道主命は

國に遣しさて新撰姓氏録を考ふるに大彦命之安倍臣は
孝元天皇の皇子大彦命よりいでたれは安倍
の子は阿倍臣也阿倍臣も阿閉臣も同じ氏の末なり安
倍川別命は皇子にして四道将軍の一人たる武渟川別命の後なれは安倍の臣と申す○申
十六代應神天皇の御宇服夷又起る安東が後裔安東といふものの足をいたくあ
御前に将軍の号を給はりて日本将軍と名のり第六十二代一條院の御時服夷ます
る陸奥の後に安東家忠をとゞめしかば夷のため上京下京二日にいたりて
と安倍入道といふそののちはいて謀叛ありとなりて八幡太郎と合ひて陸奥に
康平年とりくに陸奥を取りて夷賊ハ其後へとはきを忘れ瞰る服夷大にみたれしかは
りきさらば安東が子頼良頼良が子頼良安東太郎と名のりて陸奥安東
出の押領使となりて出入ハ安倍将軍と云ひしり頼良が子貞任宗任
丹後の前司安東太郎良宗厨川次郎貞任鳥海三郎宗任境講師官照
沢鹿島冠者家任則任北浦六郎重任正任 宗任 正任良照
ありて其まゝに 子孫 一族ことごとく 後冷泉院の御時頼良が子
二男一女あり嫡子千代童丸十三才にて父とともにうたれ女子ハ源義家朝臣の妾となりて
とりて義國となりし二男千代丸ハ三才なりしが とめのとにいだかれて津軽
へ落ゆきて父祖のうらみをいたし 其子堯恒又安東太郎と
名のりて藤崎に住せしより代々藤崎の城主として
えが祖安東が名を子孫の家名とせしと云ひ伝へ陸奥津軽に六ヶ郡の日安
倍頼良が末の子孫安東又太郎堯恒と名乗り安東太郎と云ふ
の流ハ世に多くあれどもわけて安東が子孫大族にて又義家朝臣の二男義国の母ハ
中尊寺の安倍氏の娘なりとて頼良が女にてこれは後のわかれなり

實季六代の祖安東太郎鹿季應永の比始く陸奥外の濱より川くお出羽ニ秋田の湊にうつりこそ人なり　秋田
城介と名のる　其子盛季　其子惟季　其子昭季　定季　代々字ハ安東太郎秋田城介と名のる
定季男子二人あり　兄ハ友季弟ハ愛季と名のる實季ハ
此愛季の男也　今案るに此説に堯恒か末安東太郎堯季か時に陸奥の前濱の比宗庭久の比ニ蝦夷國か變多く詳ならす
いり安季といふもの[illegible]因書に出れ扶桑二枚檜扇に記て下し
[illegible]
此説是安季は[illegible]
愛季[illegible]
愛季ゟ

ゟ小鹿嶋度々出張を通し年々の注進ハ出てられし鹿角
度々多し此度豊臣家に小浅をあつかりて前代ニかへり之地三ヶ年
年九月朔日秋田の城ニ卒り實季父ニ継て川〔安東太郎と名のる〕
同しき十八年の秋関白殿奥へ下向の時はしめて
見へ京都へ入にける明年ハ十九年南部の京へ人丸戸の京に預け
し時蒲生の浅野とさとしての城にて今も鮮の家臣
し時又浅野ニ随て蒲生と出羽し郷の陣に比年の代
の時に實白實季か不飯の段ハつとりにやかて出争ありし
實季安倍之かり人の為に祖入五万斛とやかて
さらに八年の役浅野郡に[illegible]
之も識秋田　[illegible]長十年の秋酒川[illegible]

ゐ方の人々ハ最上出羽守義光に通ひ実季を亡さんとしと仰せける実
季秋田城介と称して軍勢をさし向けけり（秋田の子秋田千之介の二男）
当時人々つけ加ふる所に上方にも是非なく奥の人々これも（後をたのしとかり）
のもの共也とて当出羽に近所の三戸下向にて後出羽守義
光実季を亡さんと組して出と称へ以て義光実季と関東にて
出合ける（大久保右衛門尉か所にて対決す）実季殊にて実季より当ふり
対し其外七二処を落し猶若党上杉に与して出羽由利の郡
八郎の庄由利の城々積籠りける敵を攻破り百余人を亡ぼ
切又石川方人小野寺遠江守か大将浦所か雄勝の郡々
籠りける城をもつてさし攻落して実季ほとほと実と合せ人に
見へく味方の城と定めしめの郡をハ或ハへきとや秋義光

けくさまてハ実季か仕二ヶの城を落さ所川口へ八ヶ所落けり
東西の城敵或ハ三ヶ所或ハ降り然とも後日の為とするゆへ
人と利度の約を定めしく其の方へ當代川口より出て修と
戸沢大和仙北実季か仕二ヶの城とおとせしハ有之人と
仰下されしかハ実季かしこまりてさん所自然右と中川に
八月の末大象ておとせしハ九月朔日石田方か実実か東り破
し八九月十五日実季たしなハ初後ニ加代通し語とめ以
もろの所々戦人とする事を太閤の耳に入りさとりて
此を悔以後飛をしけるやう人々は語と思さんといふて叶はへき
とや思しかとかく法守の者ハおかりし関さ七年の夏
仙北を秋田へ移されし時実季常陸宍戸城の主と移さる完

手の城に移り住す（実季の弟とも云）十年九月三日秋田城介に任じ従五位下に
叙す（実季が子にして後に従五位下／季の弟ハ秋田城介に任すといふ）大坂前後の役に
将軍に供奉してそれより…
のちに至て子息俊季に家督を譲り…後住す（実季のちハ伊勢の国朝熊に）
…
一万石の地を…
…
…
…
…
…
…
…
…
…
…
大坂の…

河内守俊季としる安東太郎となし大坂の陣に供奉し附父
ともに此命に叫ち元和元年正月六日従五位下伊豆守に
なさる此年の夏大坂にむかひ天下の人我と自得…
…
御して河内守に任じ正保二年七月不然の地に至り…
陸奥三春の城を賜ひて（…）慶安元年…安九
年三月三日卒す（大坂の城とありて…）嫡子安房守盛季（盛季）…十八年
二男…季久不然てより（…）盛季寛永十八年
十一月九日叙爵し延宝四年正月十三日卒す（これも大坂の城中にて卒す）
…寛文二年十二月十三日叙爵し又卒して
其を継く

相馬

桓武天皇 ― 葛原(カツラハラ)親王 ― 高見(タカミ)王

高望(タカモチ)王 始賜平姓 上総介従五位下 ― 平良将(ヨシマサ) 鎭守府将軍 従五位下 一説従四位下 上総介

将門(マサカド) 相馬小二郎 自称平親王 ― 忠頼(タヽヨリ) 村岡二郎 平良文子継将門後 ― 忠常(ツネ) 前上総介称千葉 千葉上総之祖

常将(ツネマサ) 千葉小二郎 従五位下 ― 常兼(ツネカネ) 千葉大夫 従五位下 ― 常重(シゲ) 千葉介 従五位下

常胤(タネ) 千葉介 ― 二男 師常(モロツネ) 相馬二郎 此後子孫称相馬 ― 義胤

此間世次不詳

胤綱(ツナ)

胤村(ムラ) 五郎左衛門尉 永仁年中人

胤氏(ウヂ) 二郎左衛尉

師胤 五郎左衛門尉

師(ヒロ)弼(スケ) 彦二郎

重胤 孫五郎

親胤 出羽権守 観応年中人

胤頼(ヨリ) 讃岐守

重胤 治部少輔

高胤 出羽守

盛胤 大膳大夫

顕胤(アキ) 讃岐守

盛胤 弾正大弼 慶長六年卒七十一歳

義胤 長門守 号外天 寛永十一年十月十六日卒八十八歳

利胤(トシ) 大膳亮従五位下 寛永二年九月十日卒四十五歳

義胤 虎之助 大膳亮従五位下 慶安四年三月五日卒三十二歳

忠胤 初勝胤 式部 實土屋民部少輔利直二男 長門守従五位下 延宝九年十一月二日卒三十七歳

貞胤(サダ) 虎千代 出羽守従五位下 延宝七年十一月廿三日卒

昌胤(マサ) 采女 弾正少弼従五位下 継ニ兄貞胤ノ家ヲ

相馬

長門守平義胤ハ従五位大納言盛胤か男也桓武天皇第三の皇子一品式部卿葛原親王の曽孫高望王初て平の姓を賜ハり上総の大守に任し平氏と号す人臣に列す寛平院の御時延喜二の年鎮守府将軍平良将の男相馬小次郎将門下総国相馬郡に住し常陸の国を攻て葉に従ひ坂東の国々をうち随へ下総国猿島の郡石井の郷に都をたて平親王と名乗り百官を定て既に大内の為に破られて兄弟従類ことごとくかしこことく討れける良将の弟良文か子村岡五郎忠頼将門か跡を継て陸奥出羽を 忠頼ハ将門か従弟なれとも将門か跡をつきしとかや又良文ハ良将の跡を継しといふとかや 其子上総介忠常其子千葉介常将其孫の曽孫千葉介常胤か二男相馬次郎師常と名乗 寛永の比今の相馬の家系 事をし系図の写といふものを見るに相馬次郎師常より以来されとも将門か末孫なり大将軍将門の末と御尋ありし時小次郎か家の末と答ふ然れは平将門か二人の男子あり父か跡をつかす一門とも滅されしものを浪西坂東の内にあり残りかくれ住けり将門か男なる小次郎将国と云なりその子小太郎文国と云相馬出羽守郡に住して子孫其名の文国か五代の孫信太小次郎重国相馬の郡をも知りて是より後子孫久しく相馬と名のりて其の子なる小次郎胤国と云子中務大輔胤国といふ千葉介常胤か男二男を養相馬小次郎師常是なりといへとも胤国といふ小次郎は文にしるしたる所なしこれに系図へ入らしむ将門より同じ紀に見えす其後師常の系図を継へしハ将門より師常は十一代也又胤の系図十一代のちに将門の孫よりしかり師常か時に至り二百年にいたらんに足らんけしちう七代と事見たり又胤の系図に師常か子義胤か後胤流系図に見えさるなりかとのちの胤流か系図には桓武天皇より二十八代のとありてされは系図は将に似たり師常より去りし八の年は胤の系に在りて但し新編系図ともに千葉四郎大夫常長か嫡子相馬五郎常晴これもまた千葉介常胤か伯父なりとし晴より八師常より記りし系のものとかなる名のりしより此説ハ胤流の系の伝とりなりといへり其子小次郎義胤か末孫胤経か時に至り陸奥出羽方の跡を請取て流孫八代の孫胤経也

蒲生流の時まて及ひしか家康中にて出馬の郡と共にしく只川
方の郡と領し卒ぬ　此まてにて流落す蒲生流にて及ひしく出馬川方西郡
村永任の氏の人々とおすゝ流村ゟ三代の孫おはゝ新流叙爵の氏の人々とゝは流
まゝにけゟ奥州の出羽小田原中納言殿へにて属しゝて勲功をとゝおゝ人
めゝ年か隠むへきりし　其孫大膳大夫盛流まゝ人標葉に
おのゝ郡とさゝへ川方の郡に分ち領して千徳治て流
千徳盛流と名乗りしく浮田中郷に住し兵とは千男長門守義
流に出ゝて文禄長六年七月二十三日にて卒ぬ長門守義流文ゟ
勝りと法く豊臣太閤ふさきゝて義ゝ七ゝ家康とゝ寄ゝてゝ家
長五年の秋伊達政宗の景勝中納言と征伐まゝしゝとゝ法
出の方勢を催さり岩城お馬の人々しく又手氏佐竹ゝまゝゝ
ゝゝ乳ハ閉ゝゝし上杉氏内ゝと謀とかおゝりしゝゝ伊達政宗の催促に

さゝゝゝ氏わさゝくて天下すゝくゝに伊達政宗に仰し奉る氏ハ義流浪
ゝゝゝゝ所領没収ゝゝゝる同九年七月十七日右大将ふ兵ゟ君
ゟ誕生の年にしゝりハ付て名連院殿大お出でゝ右近衛の大将ゟにて仰しゝ氏義流ゟ千大膳亀
利流とて召出され本領とゝし給りぬ　奥州中村の城ゟ方石之◯景勝ゟ合
戦ゟ時伊達ゟ米沢文政宗ゟゝゝゝ
本国ゝ帰りゝ攝津ゝゝゝめ入座されゝしの所ゟゝく右候とおりさ後と申ゝゝつきて
北ゟゟ白川ゟゟ白石ゝ王くハ皆ゝゝきの中あれハ氏ゝさりゟ好春隆中と早ゝく
岩城のお馬ゟ先ゟ川ゝ国ゝ帰りんとゝゝにおゝるゝゝ累代の故ゝゝ慕ゝゟしし
まゝ付中へゟ氏ゟゝゝ政宗ゟゟ中務平川具して春隆中と浮て岩城とおる
の陣に至りしくえお馬ゟ陣ゝ後ま在立てけ度伊達川殿上杉と征伐しゝゝにまゝく
政宗ゟゝめてゝゟ向ゝへき也とおゝりぬ路次候に出さいゝゝくゝ心しわゝに帰ゟ
ゟ返しゝ御ゝけ陣ゝ至り仰ゟぬ案ゝゝて今ゟとゝゝめてゝゟしし徳に出卒とと
ゝゝゝ法られ好別ゝハ城下小旗雑踏しゝ多ゟゝ人に八馬の足伸めく明日ハ出ゝ
ゟゝんとおゝとゝゝゝせゝり長門守義流とれと共ゝゝゝれ運の立てゟる由川ゟゝゟ
な只ゝふゝし伊達ハおゝるゝ年氏のかゝいゝゝゝすゝしてやみりゝ ゝられゝつ方の人
侍おゟとゝおまの城おゝゝ今ゟよゝつ夜討して葉内さゝ如りの本と宿中しゝゝり
近法ゝゝつ人ものてゝ氏すなゝ年来の恨ゝゝにしゝしと後の葉ゝゝつのゝゝやとそ
新ゝ兵ふと三川ゝゝゝゝひゝくいれおゝゝ郭ゝ後に召集て夜討の中に卒て残し
たゝゝゝ出ゝゝ出岩三郎府ゝ兵衛ゟりの末流ゝゝ返ゟゝく末流の当兄ゟ入く

いへともさてに余義の儀にてかゝりしかは上にも御心になくたかへは何とやらんいそき給
ひし柳営にもこゝろにかけ給ひ備へもられたるところさしおかせ給ひけるとも政
宗殿の太刀政に年来のうらみをはらさんとねらひてたゝみし
とうち忘れて其の御恩をもおもはれけれはさらに矢の随ひたまひてつく武蔵と
申すはかの山の深き所の岸に引よせてけり然るに日を重ねて来の時に
さらに政宗かの境をいふさしとさまきにとゝめてありけるより出へし
それさらにの跡をうたれける時とて其の年も重ふりきをえりけるかさ
ら人にてあれしく身残猶を合しくれにかなりなん事とおもひけれは
けるをき中にて人しかひたまはく釈は心のたすへ時に乗ておりし岸にしく
勝負ありと思ふの天運にかゝりけらん事へしりやはらかくとやりけれは満茂の宗旨
けの後はいかにもあの館教のやうなりと指料忽ち抹殺をまかりてつく
おほかたく夜も今日の思ひしりてさらに一名とも小夜とめくりて世の驚き
かとつくしてりて武辺の士とも政宗か小兵衛めかの新とこてふく
しいさゝれかあて候とおもひみえたらく夜ふけて落る二重の川にて
新くあらわれて行くとらへくの事にさしきのてありの政宗は小音を
一人に帰りさせ向き山神より下りけく左の手に刀さけてさしむく
大馬殿の御人やはしこ候ししとさしやさしくまかりけれはおかとたゝふに
ありくすやや政宗か新く大小指籍の者によりてろめく候へしと又
内よりて入にりかくて夜明けれとも中ちに乃己の時小さりて武辺の
ものに候しくつれしとろふるとも川くれて御そうに人と付けたる
いれはかの山の深き所の者の心さしに伊達の知事雲居殿のしくにこちくて
出むかへ江戸の関か原の合戦ありての下にくさまくなる

殿にて不幸没後ありし後に向ひきに極る政宗へ酒川殿にて川つゝかめりけるにおる
は只今も政宗の年頃の心さしきにてさめれに上杉景勝殿にしかりて一定
ありけん人にて政宗様の事しうけたまはりしとらけは川くはし小君の御
ありてきりけれとも寸くたちよらはてくれまいらせよとてましれ御ふしき
恩とおもひしくあひさられかくしくきれの御世とさし上奉り
仰にまかりて二代将軍の御事にまへりけるあり国役をくたくときとと
まつこふ不思議の御ありかりそてありけれは御紙西坂の年なかりしと
あゆりてよやとおもひ小ふまれて居たまはけるをふりしかは年とうとく年月
と過ぎくのちも御代とそ経ゆけりかけ付きにかの不手ことの浮き世に移りし両家
の事にて其の中谷か子孫の流の不もありまして小谷殿の内家へも
たり小年ゆへに代を世代しくまかり出かくしておろしき例とてあり
ろのうち政宗も平甲将鉄久忠斎とおりてありしく大猷院殿の御中にあり
て人とふれとも利流する様にて伊達殿の芳思によりて御紙とある
ましとえらも罪代の故にかくありて小中あへまさくきりましてあるきるき
を何とそとく頭に中あひとはせさりしに大坂の陣より付村流何草乃のえ候つ川く
ましむりに寛永二年九月十日早世あそはしくて年にさへ乱
これ御行にとけたりしに奉る英の古義流者の半と称けは寛永十一
年十月十八日八十八才にて卒しぬ今も御義流 祖父の名と
賞しくとに 寛永

十三年十二月廿九日叙爵して大膳亮に任し慶安四年三月
十日卒す年六十六才長門守勝澄家を継く（後大隅守）実は吉田氏小梅
村出生の二男義澄女子一人ありて男子なし勝澄弟中村出
子甲斐守ましまそう嫡女にめあはせて家をつがせしむ是れより（源五郎）
勝澄寛文元年十二月廿八日叙爵し延宝九年十一月二日三十
六歳にして卒す嫡子出羽守信澄家を継く延宝七年十二月
廿六日信澄世をさりし其後なれは今の淡路守郷昌澄兄の
後を継く

丹羽

藤原長政（ナカマサ）　修理亮　尾州兒玉人也　先祖出自武州兒玉黨ノ後云
本平氏有故称藤氏

- **長忠**（タヾ）　侍監　早世
- **長秀**（ヒデ）　童名万千代　五郎左衛門尉
  天正十三年四月十六日卒五十一歳
- **秀重**　九兵衛　長重家人元和元年於大坂戦死
- **女子二人**　松原伊賀守妻
  大津傳十郎妻

長重（シゲ） 童名鍋
五郎左衛門
加賀守従五位下
天正十四年従四位下侍従
文禄四年参議従三位
寛永十四年十二月四日卒
六十七歳

光重
左京亮従五位下
寛永十九年十二月廿日
従四位下
万治元年十二月廿七日
侍従

女子二人
酒井下総守忠宣長妻
浅野内匠頭長直妻

長次
従五位下若狭守

女子三人
松平伊予守綱政室
松平出羽守義昌室
西尾隠岐守忠成妻

長正
備中守早世

高吉
藤堂宮内少輔
初為大和大納言秀長養子後太閤秀吉使為藤堂佐渡守高虎養子

直政
蜂屋越後守早世蜂屋出羽守養子

長俊（トシ）
長門守早世

長次（ツグ）
左近

某
三左衛門

女子五人
赤田隼人正妻
粟屋越中守妻
稲葉彦六妻
青山修理亮妻
古田大膳大夫妻

丹羽

参議兼東長年の卿ハ越前守長秀か男之元ハ武蔵の児
玉党中須尾張出にて仕へしく世々尚出の弓箭武術のふかく
つくく祖父ハ渡辺右衛門長政かむすめ
とらふ年をのらし只ハ当出丹羽の部ハ頭してかく名のりしハ名をひらや
家国の庄屋出にて児玉の作人なりしと名乗しそのうへハ丹羽とハ名乗し
長秀なりしより
幼名を万千代生年十五歳より
外に織田家に奉ゆ信長に仕へ一方の大将を給ハりしに京中にまし
まさといふ年なりし元亀二年ゆるし沈つけく近江国佐和山
の城を給ハり領し天正年末の武功を賞せられし時に其れハ織田
家の宿老にて丹羽惟住とハいふりのとハ世の人言へ伝ふ年なく
豊臣太閤しと共に賜りて名をも其のまま右に其の弟一家続く
うけく羽柴となどて名乗りの給ハりし又天正三年十二月信長ハ

まさ権大納言の右近衛大将にむかへしときにも附家人に信長の子
ゆるし信長の後ろ出ゆへしく長秀ハ人共に跡へ也たれともく
れし筋目の出とて又切されし後家にたね出でそ
結句の侍の少なきにの出かしとハ人ほめし名のみせらる
長秀も仰とありく惟住とそゆるしあへり
信長息行とく
人質と名のり国々
十年の夏織田家ほ出の此迷惑あり人々しとく三男三七信
孝とも侍なとしく七寿丸を侍大将としくさしむかり
行長の
せ付長
秀ハ織田信澄と二人を後
の城中におかれしにゆ頓て隙出にて討ちかりし一定なり信長
信太明智か為に討されの織田七兵衛尉信澄を光秀か
縁者とすへしの長秀信孝とも謀うて信澄を誅伐し
伊丹の城迄ゆきて後しらくくくく筋目なる秀吉を初め宗族の案

此ゆへに光秀栄華を極めしかとも忽ち逆徒と成して滅亡
の城に会合して世継の事を評議して右大臣殿の嫡孫にて
ましませしかは三法師殿と名付奉り　後改岐阜中納言と申けり
信雄信孝二人の公達を後見とさためて三法師殿に諸人の
御料の沙汰しはかるへき人々あるへしと議定し長秀
若狭を本領として近江の滋賀高島二郡をそへて賜はる　此時長秀近江大溝に住し
近江の名族に佐々木と云ふ源氏長秀よりさきに信長の世に若狭並近江一郡に
江州滋賀高島二郡を領しける事あり　在城す
此時柴田羽柴両将の争ひ起りて不和となれり
長秀秀吉に力をあはせ三七殿秀吉の和睦の事下セ奉り
としられけるか勝家と講和して秀吉講せんと
しく[illegible]秀吉の為に戦ひけり中[illegible]の事に終る

長秀ニ宿渡しくしくし秀吉の御運にてそうらひけり
勝家越前に引返りけれは秀吉の若狭の長秀よりそ
以の外の小浜の[illegible]しくしく[illegible]ふかく
思ひし代々仕え秀吉に誓ひして長秀を殊しきりし
長秀も又小早くも明の八十年の者勝家か小浜の[illegible]
勝家しく近江にて多くの軍を長秀此時近江坂本に
居しける所へ坂本に下りて志津ヶ嶽の城ゟ上る秀吉に力を
合せ打て出て勝家を討に合して秀吉の[illegible]岐阜の城
をおとされ尾張の内海の浦にして自害をとけし時秀吉
天下の権を執り長秀に加増し国を賞して
越前を賜はり又近江の北の郡に及ひ越前の国[illegible]加賀の国

二線とさへく讃ありける西方不入八十方不来といふ小長秀纔に鋪かに見えしと云来国にも入を丹後長
秀諸家両国に定の織小信長也秀吉又宿雄とも先に来て
下へと家勢ともに僅し皆清尾張国勢の出して小しち出川
長秀も多の物ハ多人へ秀吉にそらにハ多保の出小しき小秀吉の
我勝付と先にハ小田原と中亟りき明年ハ十三年の二月秀
吉内大臣に任じて正二位に叙の母方同き四月十六日長秀病
にて腹切て死去す年五十一歳とそ申す也多門院の記には年四月十六日小腹を切り
十六日に死去すと云又怪傳記には悟住纔来秀と記せし当時の日記かくのことし何時綴れるに似たりし又纔家に死去すと記す是を年頃の積
病患と云二病に犯されて命を失ひて小前にも見ゆいかにハ右病
へとも我命失はんとさるハおさしきに敵にもそりのハいかて長
敵討くハぬそしく終りへ来て云腹かき切り勝かりかし

たんのに奇異の曲ありてかあまれりくいちにおそのかくしうちち
ありし彦の出もくにもりしすかりく脊中に刀の先へりぬきを
りしの長秀公何りき見れく事の由でもかして我此ののこ
と能にもりハ後少へきと書しをとめ枝腹を切り刀を
極西雲も入く大臣にそて大いに秀吉へ小おもろき歎きかるハ
ふりり上出家二保に記し子息ハ不弧諸にも入すも遠りへ入たに
とりくちりひりいれいも秀けは返事をも死きてくく入りた
おりとりかく事かりとて死し小りり長秀り自害せしハまことにたけ
ゆ庶と申ハ右大臣殿の下紀りれとれと大名さかしくて読しハ人かれハいりみまし八ケ族の下孫とハ
も代りてハ治りしろめいさりまりしきのとも秀りむりしかりしいはやたろ
く方人ちしに三法師殿の御為りにハ三も殿りしうしハよりてせしいさしもりりうく
何しりに清師殿ともりりのもして剣又小田原殿てもうしうし来にそ
とし怪りに天下の事もりへ天下のいれハ命のしさすにかりのくされと
いおけくへとそりりに是と我力にそいかにもかの小食としんりくくく世にまかりてへて

天下の人にうしろゆびさゝれんことをいとひしにや、かなしみ死しけり。痛ましき
されば自害しぬとぞ。とりしハ子孫の清泉院殿、かく孫なりしを
なりし長重ハおさなけれ共、父にかはりて新に其月越中
の侍くは（付けり内藤如安の如く清秀ら）佐雄の方へあてかひしとうけ給りぬとく
長重ハ家督をつがせられしかども、父が遺領の事ハいふ人もなし。宣ひ
おもひし帝もゆるし羽柴が姓一つの家人、織田源八郎一家流の侍衆
ゆりめでさせても我がた殿下ハさしもし織田殿の御恩思召ければ
此事之をいふに秀吉といふ御家人になりくれ度はの御恩の天
下取られて見せしもの一生の御恩にさりとも報しきれまじき大恩
の宗の立達をいふに先手にくのいかにも侍衆のまゝしみてありし
付かされき人ありしも大小のつましき事ありせんとうふへしや浮きてらなし
時うしなひしかバ悲しきことを嘆きしかど亡ぜんとおもひ我らをていき

誇のちからやさしく其ちからしらしめん鎮中に刀で人を織田
殿の御ためにも義をもつて仕へくださしたきみて其滅しける日の
恥とおもひ入といふかぎり法事法会にも猶おさりぬべしとぞ宣ひ
らしくいふにと議しけりけり心の外の大義をも其年いく時
面々と共に会議ありて大臣殿の御方にとられけるべくて（長束正家向ヶ井）
（其け秀吉は吾か知りしと云）織田すみやかに死刑に処して下さるべし依くも我ら敗
すけ候人ありぬくもり付けれハ羽柴の家臣の中に人川を以て長束
（大蔵大輔）村上（周防守）溝口（伯耆守）青山（佐渡守）青木（紀伊守）戸田（武蔵守）寺西（筑後守）
上田（左太郎）奥山（雅楽助）等を始として、こと／＼く大臣の御家人に
召れ長秀が遺領越前加賀の内にてあそひしかば丹羽
ハ本遠江の通じ三郎の北を以て長重小松に移ハり（長秀越前北之荘に別て）

しハ天正十三年壬八月の朱印の宛名ハ多聞院日記にもみへ一説にハ若狭の國をも給ふといふ 此年秀吉関白に任ぜられし時
長重も侍従に任ぜられ十五年筑紫の軍に従ひて日向
ありしかとも軍法にそむく事ありとて又近江の地を
うばひとられ不残身ハ加賀国松任の城に移さる 三万石とも四万石とも云
朝鮮の軍起りし時肥前国名護屋に陣をとる文禄四年参議に
任じ従三位に叙せらる 或ハ補任に八三位とあり 或ハ補任に八三位とあり 慶長二年同国小松の城に
移され本領の地かへらるゝ事ありし本領の地沿ひ 長重もし十万石 其外千石
江口三郎右衛門 おく一万石 加賀弓を並ひて同じ秋去関東起りし乱の世の中にて
うくおさまりしく明る五年のはし加賀中納言利長を思ひ
係類の合戦しとすへく淀川殿命せらるとていひのこしる加賀う
長重淀川殿に参りしく其外のことも利長ハ近江の軍

定まりし日道をさへきりけれは人にあつかへハ長重せむ方なきを知
り浅井縄手に迎へし先陣の軍代人に少なからす利長をとるとすへかりけん
の父長秀と利長と同じく信長の御恩をむくへてむかひ
し今申けるを三成の為に私の聴をかへりみさることをまし
り淀川殿の御感あり其太刀をそ月まて 先君 利長の
係類にもあらさりしを是又ハ軍勢を催しに及
ことに明る六年の秋大坂の訴に軍紀し時中納言利長
主の許に使ことてし利長此度内府の方人して上らせ
給の御下知和議をもとし給ふへしとて上らせ
られしやゆへと云ける長重の返事又此度関の落
り父か出しかしとも此年の秋知らせし

されハ爰に逗し在中陣となりてしかりに十か一つにや及へきされハ
信玄の思ふ所ハ兵をよし御敵の人数多く見て一日をしるしとも
おもひし東西の分ち同心の方人あるへしとも覚へたまふし
信長の構もかくの如くにかしこく氏康の義功もある流の内又か
領せし由甲斐ハ越後の由とかく人にハ同盾の心ありて一方様
うちやかて川をかき早しき大さかなるさしや中されハしかる信長さき
様に信玄の北条ハ越後の出陣にも右少人ましハ両属の旨に切なく
されも信長の子なる定かなくとも信長の兵の存に義功をさらし
かくなるにいひて味方もとかに十ハもつと人々こと信長の微力をもしりて
繕しさるへしとハ申御噂かのなやとかくとも長重大出陣し
さるにハみえしに条々へしとても家の詳覚へからくとかく為も南方の分

人に伝へ候りしかハ中々信長の方に人々皆と結ふへしとある
しも長重か所へ大かに悲しく織田殿の御味方より西国ハつよき方の大
将なりし信長の父信秀ハ格式の中にあつてえらひ在る関の
御味方にまかりあるかゆくふかくおもとろしかと云へとも南には又織田殿の舞
思ひかくゆかりありつきてハ先年の出陣とや人々からの後にも人々皆とは
おもふへき又もされハ世の人の己か身にかくるしよと人ものか
わりし候とも人皆さいれくも流ハさへゆるともなり身のふかき心の底の
手事十屋なれとて云り川ハ々まし信玄の方ハなかりしあるし
久しく南ふ謀略のよし風聞の内消条の人をいかにも恨けれ
尾ハ南ふ悪しと今人の悲ハかねか人も何とかもやと恨く
かくにかたされりし文を人様とかしやすみさしかつるおもてるへしさし人哉

人労分くてみなもつて戦半ばに此時に後先射ちまくりは
叶はずしてかくと見えも人数残らず人々に組し争ふ也人半時に
亀の如くなりしも功を志す事頭に積まる也かくのごとくしても是へきたるまゝ
称せる信長多勢を引具して小牧の城をかへし通りて大聖
寺の城をせめかけられけるなり欲なき所にも不成して能登の
出とさしして済しけるにすまへしけるは信長本出の半なりければ
こゝく居り川辺に入小松の城にさしかかる長室は信長より
残る勢つかさどれはあれども川よりは屋を顧みるにも及ばず敗北なと
りて一度に引くべきやうにもと路ちりにして通るこそ安からぬと城より
弥に川にて尾信長の後陣を引儀しく城に入る信長後陣に軍
ゆりまするに鞍済と合ひしく此ゆゑ案頭して済しくては此城中

りしち方け城竜蔵の要害一国に城かまへしも見
えん又本国の半しも見来れくいらしとさまあくりくゆかく
き能登の出へ居とかゝしいかにもひかく若原の出の戦
みちに勝軍し徳川殿は又子をせの行ともに之信長もいそ
き城の則之しし是れは信長長室は中出し言ひけり
人々労れかかりし夜と日につゞきて此度の関ケ原の戦半後
りゝく返江出大條の石やりく徳川殿に来りゆいて後天下一
統しく功派を紀明の賞罰を法度して長室を治しすて
長室を初めり東西のしいみそとに組せんしし是へ只信長の
動しに従く東出のはるに戦功を残さんと志し実しぬるに
忽事の違乱かれて鉄城に川竜又信長と戦ひしこと

私の恨に報せんと落て大川をこえ両三日天下を通ハせし

り此に入と申されハ内々をおもきつきに行ゆへしとゆ

村長はしるしをとめ海道筋の城にせよと付かさしむくる

使とさしてる小濱の半にうやし年々会申ふ本しらへくし

ときしもその内へしと取りなさかに大川の村長はりしと長

重り大へく中出てして北上まて二れにく城と罷ちたり

人中と村長父子の郷り思ますて一旦城とをそり川くとそ

通りつきなといてしまんとら来れての形勢りて奉りし

め取りしらくに棟梁急と出みゆへなみて疑きやさなけて

不し伊まとさとしめされしりとまてにか変国とハ村長の先

り沙ましらへと長宝下野と見川く関東きにあり芝浦

のわらりに出りり居てやなく御所とやく将軍家にちかく

めされて常々りの太閤様の秀とされへり法性の乱と云ひし也 宝徳ことすねまし

村出中納言のあけきやされし君のはむけの氏むし大和国にの節に先

秋にくもそらへとをかしへ付りり先年にあさし候かいにもをかし候の年

けりもはりしさハ家来れさせの小田原しきよしとりしくちらひあひし守りき

け中城をそろに大内所にやせし人へゆりし外ハるのこれくにうちにさき

七ゟひしとかりこと年大内所にやせし人々と云井

大橋氏村勝とも人申多伊賀ち西伊とも中なり同きに十三年七月

廿七日将軍家より常陸の国右領の庄と孫の二万石 大坂前後の軍

り将軍家にてきうしもちうえ和四年下野の跡加へ下る 一万石とらく

与へ二万石 同八年陸奥国相会の城と孫ひ下野の跡くまつ下る

三万石とかへ 寛永四年二月十日下野の跡伊予まて同出白

多ひて六万石 十万石

川の城に移と寛へ九年左大臣に将軍家の宣旨蒙り

せりひし付参議を近 五ッ 任し十四年 二十三月四日 六十七歳にて卒ん

ま子侍従光重（左大臣ふ渋律すゝめけりとし）をもかし出左京亮従四位下なり父
の家をつきて後寛永十九年十二月晦日従四位下に叙し同
廿年同出二本松の城に移り（十万石の所に三万石加ふる）万治元年壬十二月廿七
日侍従に任し延宝七年四月十日致仕して玉峯と号し
嫡子若狭守長次ふとゆづる

立花

源能直（ヨシナヲ）
童名一法師　豊前守　従五位下
称大友　鎮西ノ奉行
齊院次官中原親能子　實源頼朝卿男
母大友四郎大夫藤原経家女云

親季（チカスヱ）
利根二郎　大炊助
号出雲路殿

頼泰（ヨリヤス）
初泰直　丹後守　出羽守　兵庫頭
大炊助　式部大夫　従五位下

親時（トキ）
左近将監　蔵人
因幡守

貞親
新蔵人　左近大夫将監
従四位下　出羽守

貞宗
孫太郎　左衛門
左近将監　近江守

貞載
三郎　左近将監
在筑前国　称立花
立花祖

氏泰
孫太郎　式部丞
在豊後国　称大友
大友祖

宗臣 左近将監 三河守

親直 左近将監 山城守

親政 左近将監 丹後守

宗政 左近将監 内膳守

鑑光（アキ） 左近将監 兵庫頭

鑑俊 左近将監 但馬守

親善 左近将監 山城守

鑑連 左近将監 伯耆守 丹後守 道雪入道

宗茂（ミツ） 初統虎
実高橋主膳正入道紹運男
従五位下左近将監 飛騨守
天正十五年従四位下侍従
寛永十五年久々入道号
立斎
同十九年十一月廿五日卒 歳
七十六

忠茂 千熊丸
実高橋主膳正直次男
元和八年十二月廿六日従五位下左近将監
寛永廿八年正月九日従四位下 明暦三年
十二月廿七日侍従 万治二年十一月廿七日飛
騨守 寛文四年壬二月七日致仕入道
号好雲
延宝三年九月十九日卒 六十三歳

直茂 改鑑虎
従五位下左近将監
万治二年十二月廿七日叙任
寛文四年十二月八日従四位
下飛騨守

貞成（トキシゲ） 弾正

直次 一云藤氏
従五位下主膳正
高橋主膳正入道紹運三男
継父後称高橋 其後蒙
台徳院殿御改称立花云
慶長十八年 卒

種次
従五位下主膳正

種長
従五位下和泉守
万治二年十一月致仕
号道運

種明
主膳正

立花

左近将監源宗茂ハ篠原の住人立花丹後守鑑連入道道雪ヵ男也 立花大友同流の源氏とそすゑなれ故末ヵ先祖大友左近将監能直と申 抑能直ハ親能か子 実ハ右大将頼朝公の御子 母ハ大友四郎経家か娘也 能直波多野の斎として豊後の国に下向させ給ふ 利根次郎親秀大炊助と任せ 親秀ヵ代の孫左近将監貞宗二人の男子あり 兄ハ左近将監貞載 弟ハ式部丞氏泰也 是より分かれて貞載ヵ流篠原ヵ立て立花と名乗 大友ヵ旗本となり 氏泰ヵ流ハ本国に住して豊後の太守となり 貞載迄武四年正月十二日 揚梅東洞院の戦に結城判官親光と同く

将軍義氏の御感をかうふり（高光のまきさし ともいへり）三郎とハ申せしと也義
いにしへかかく同じ太守に死しけりされハ左近将監宗匠か父
にかはりて筑前の三花の城主たり其後入道し法名ハ宗匠か七
代の孫なり これハ京国にくしれぬ宗の子息いかれ共左近人々三花と名
宗弁ハふとつきし 山やかわれき宗義死して後のちその子
いとけなけれハ其の叔父ふと依しつゝいかさ後にゆつりしせと定めて後し
さりとてもかくハ世しつゝふる京ハ左近将監宗義ハ入道か遺の子にハ
此たひ三将か入道紹運か嫡なれハ此紹運も誠ハ大友の一族ら将のふつき
しゝ給しきりハ此わかれにふりぬ天正九年御麻殿次の御小戸次
丹後入道道雪紹運入道か嫡子十年十五才にて婿にやしと入て此家
士の内にもの多き年とおしく明まりハ天正十年に此の入紹運小く後く
おのか世つきしけてこれ左近将監宗義を此をいて入道と云次 宗義も
入道とりふ三花山の城とされハ三花といひしと京国にハ
しめて統虎と名宗に（大友義統名の 字をゆつらし也）天正十三年九月十一日父の入
道一つ月にて十三才筑後の国高良山の陣中にて病死
せり統虎ふと継く三花山の城にてまり明まりハ十四年の秋（七月）

統虎の実父紹運も大津の（名ハ鎮種といふ）
実ハ紹運ハ筑後の由より大宰府の城にて大津の老多勢筑後の国より在々しく我
城のかたわらし統虎城よりおくおくしき戦いへそ切て
に入らし又ある者の城を攻やうり城の大将男鬼と云をと
しく是敷百ヶ月ら山川豊臣関白殿と申す名当時大津の
軍勢大友か出し小坂入なくまかりしこの城ハかとされ小統虎
ひとりの勢残りしかのか城落され奴かさはしら名あるの残
ましくや多勢のくしきと破乃年つ度す送る御門の主
かりし此数書を添て贈らる十五年の秋九州二国ゆしく
まつりきしかハ統虎やうて関白へ申めしよくらま筑後の国
下三郡の地つかて柳川の城を給り十三万石 左近将監になされ
名を改く宗茂と名乗らし肥後の国の出すし山近郎り当後人

依て小をもしく家康依て小加藤し出陣につく小しちほうね
し技出とさいふく依て陣実事如改け付小 罪かあらく沸ひしふ十六年家康上洛手段
下向ありし進てめされさまた八ケ年かくも肥後出陣と也しかと
沙ケ承子かみ前に婚姻へ中とすへしつけ終に庄け廣の御崖り
是九州のしち小けし一揆國中とせ沙ケ出小く緩く成へし
と仰ける家康答て家康口取々殿下の御意ニ背しく至の
是皆三子存へきとといつれか大年時人也し一方と承ふ宗
辞して申くハけらしされハ又四し就し二天小至申さん事もさ民
けりつれ今生の只今小殿上の御前と申されけれハとさしきハ
関白大に御感あつく頼く候し中させるへしまハ従四位下し
て侍従小そそハ叙されけり 関白殿つねに秀吉にまさり年八ケ所大勝けり法印 主充左近乃家康けり天下一双の分士ありと

國し おわりやくもし とかりし 文禄のはしめ朝鮮小かしこく付て大明の號
安芳宇和松ケ軍と手分けし三國をみ名とけ民京長ヶ年此
住吉坂の湿後小遊ひ是清紙川里し依人の城とせめ申けり
讃回の格とくしめ大津の城を攻かと関ヶ原の戦みりこ此
是也小まとぬとすゝく中國に近し其のヶ城さかふく出けり
満済ヶ是易ありしよりとおく城中よりおこく出勢く小
申ときらしく小加り前小是田へ及大名か度肥後ち清正比年て
在陣して後小とく在り山の戦とせしめ二人家康小向て出勢し小
前洲し城とハ清正ケ出とせしめとくせ小也家康小元陣さして
薩州の出小分向し肥後と薩州とのこて小依数代没小陣と
とく将律義人小及称備取て清てえ城進ハ戦と度人ゑ小及ハ民

川辺氏黒田加賀と何ものの勧賞をやかへつく寄せきしかハ
宗茂浪人となりきめらまし不破とともしくて小口にやぶれ之後
関東に同意しく将軍家に近侍し 左府の老士人の中につく 陸奥国にて
不破の地やしかハ 奥州南にて三万石の地慶長十八年にかへしかハ又剣業紀に将軍家にて二万石となしとくく又蔵に八
宗茂長十九年七月廿七日に陸奥の棚倉にて一万石と給ふといふ何より五の論あり
又つ記く宗茂由来と号して肥後の白の戦しを京に出陣し明年の左大臣
宗しもみろして三年の後慶長八年将軍家に召され白の宮祥ちる高後しつ後
将軍家に不あかされ給ひ御家にて書院番頭に召され三万石を給ひ人しと仰しに
大御所古き功のものなれハ不破の事とも久ハ存ずてすしに立方にても城につき給ひ人
なれと仰かされしかハ昔の棚倉の城一万石を辛くも給ひしとそ
大坂前後の戦ひ将軍家にしたがひしかハ元和六年八月九日に
旧領にかへし柳川の城に居住させ十万八千石にあて給ふ
然して寛永十四年の十月肥前に天草の土民退治のため子息
左近将監忠茂具して此時しハ明年七十年の冬江戸

して之都に登り同十九年十一月廿五日七十六卒
辛氏将監忠茂宗茂か世つきに実ハ主膳正直次か二男
父宗茂が家を継ぐべしとあり元和八年十二月廿七日元服し
将軍家の御諱字給ひ従四位下に叙し左近将監に任じ天
下の職従ひ御父とともに此命に父が功をつくしをくのち
寛永十八年正月元日従四位下に叙し正保四年六月御所
の書院肥前の流布黄ヶ浦にて大蔵浪人の事とも同
しく多勢にて一く抜船とりこし織船をつかされハ抜船とハ
返されし明暦三年十二月廿七日将監に任し万治二年正月
飛騨守に任し寛文四年五月三日法性院にして嫁を申し
延宝三年九月十九日六十四卒嫡子左近将監忠茂

慶安二年十二月廿七日従五位下左近将監にすゝむ父か出家のあと
うけつくのち寛文三年十二月廿八日従四位下に叙し致仕す
りける二男治部少輔貞晨父か所領のうち五千石を分ち（此蔵は十一万九千石 今中務少輔小家なり）
（とまり河 とりふ）
主膳正源種次は主膳正直次か嫡男也直次実は豊後比
大友か家人にて高橋主膳正法橋入道紹運か男なりそのゆへにかくなる（高橋弥七郎統増とやり後に主膳正 直次とハ外に大ニ改む 柳川）柳川直次か兄となる大宰嗣居
高橋の末葉なりしか足利家の時代にをいて家をつぎし筑後三池郡
の内にて所領を建武年中高氏公の御教書によりて筑後の地
をあたへられしを宗茂のはからひにて当座の九千石の所領とし
て仁木一色のことく高橋と号し見ゆるへき高橋光種かことく此職にかなひし

まりて子孫も後に検校の職に任す名字の地なれは筑後の国
高橋と称しとよひて家をつきて後子孫なかく安堵の地となせし
筑前山家あたり中浦山小倉の大友か家臣となりし三検校
の家にしく二歳にして立川に法西の出家来多くは太
友の被官となりて三代の末子孫となし仁木一家絶えてのちに高橋
中元御所の光種か七代の孫正種死しての嗣子なくして高橋か
家は筑前の内福岡伊後の末孫大友か一族にて高の家つき
そ人々は大友の蔭を脱て一族一万石を食む宗実か男は
後家をつきしこと高橋三河守大蔵監種と名のる宗茂の一族二年に
月十日従五位下に叙し後に宗茂の家臣となり二千余町の地に附く
為此筑紫十郎の本にて拝領せし所に後一万石を領するにして

思ひて涕ける鑑種義鎮に叛き永禄十年の春高橋の
一族ともにわかれ安藝の毛利に隨とかよはして大友に背きて
義鎮也とかくおもひけれは是に於て豊前の城をせめけるに
十二年の六月毛利か軍勢の船にて毛利か勢をもたすけぬとす
鑑種力を失ひて降人となりて出けれは大友宗麟ことことく没収
せられけるに其後宗蔭企救の郡を領し小倉の城に住せられ
つゐに子なきによりて家督を秋月の子にて秋月伊賀守種
実か子を養ひ年もまた幼なかりけれは秋月の家にて元服し入道
元種と名乗其後秋月定めて一族の者に其城を預けて
其後元種に一族をたのみ別に高橋の家を起し所々をもとめ
義鎮乃臣宗麟入道と號す元亀元年吉弘左近太夫鎮理

り入るよし聞ゆ宗麟さて鑑種にかはり高橋の家督を継せて岩屋
宝満二ツの城をあつけ以鑑種か年来の所領を賜ふ大蔵
鎮種と名乗らしむ是より高橋（後号紹運是也）天正二年に入道して入
道し紹運と號す然るに岩屋の城に有て子息弥七郎
宝満の城をまもらせ天正十二年九月十日の夜筑紫上野介廣
門ありて宝満の城を襲ひおとしいれ城中にこもりしを
きたりて弥七郎をとらへ人質として岩屋の城へ
筑紫か一門天正十四年七月七日筑紫も又嶋津に降り
是より勝尾の城をかこまれ降人となりて嶋津にしたかひけれは
高橋是に宝満の城より入（此時統増十五歳と云）同七月廿七日父の入道紹
運嶋津か多勢に攻囲まれ岩屋の城かこまれ其子弥七郎ら八百余人

討死しける日も自害しぬ評定せし入道の城にありし
よし色こそ務とたもちかくいはけなりけれとて更にかれ 淡路にて従五位下年二十四
其上年の明けて八十余年の秋豊臣関白殿西をうけたまはりし時
淡路の許よりこそ務とめられ父の加藤長帝の御前にかかりの城ともに
てよ後の世に流しちて死をとげし事ふかく感じ仰られ太閤
政務の年始り能登の守三代相務て務て数年して
従五位下に任しける朝鮮の軍記にも書せり加へしとより
おりしこに朝には石田三成等の乱の時徳川の城を攻めあかりし
大津の城をもせめくありし会津の攻めに近江佐和山に上方にて
組しければ大御所聞しめし御とがめありける慶長十八年の春
将軍に家蔵を以て御所をも召されて御気の色つよく出され

出羽従四位下侍従の此を仰ぎて候ひし 女はみな二人ありておはしまししし
石州に住みて又はじめて江戸にさらにまた出雲に居住し
花をも名あらん大坂の役の時御所に申せし頃は元和六
年の秋家督を仰付られし時出雲を同しくさらに病に
忠ましくて来りしとすそに成れりしかくしとすくして寛永明る
七年の春婦子様御とよく中陣を頼みし時四に能登の守三代
の跡を仰し一万石数年して従五位下に任し上しおは廿七歳にて
寛永七年月末二ちよ和泉守侍長父につき従位加増して
石見をうけし七年まして寛永十二子に従五位下侍明にとせ
られ

新庄

藤原直寛　午三　江州坂田郡新庄住人

直頼　駿河守従五位下　宮内卿法印　慶長十七年十二月十九日卒　七十五歳

直忠　刑部兵衛

直斎

直昌　蔵人

直定　越前守従五位下　元和四年四月廿一日卒　五十七歳

直好　越前守従五位下　寛文二年七月廿二日卒　六十四歳

直常　新三郎　早世

直矩　蔵人民部　延宝四年四月晦日早世　家絶

- 直綱 右近
  - 直次 内匠
  - 直明 左門
- 秀信 堀因幡守 堀石見守養子
  - 直方 与三右衛門
- 直房 美作守従五位下
  - 直長 宮内 従五位下長門守
  - 直時 八十郎 一太夫 従五位下隠岐守
    - 直智 主殿
  - 直之

新庄

駿河守直頼は近江国の住人蔵人直昌か男也累代の先祖は宝所殿の時より御家人なり（此家の先祖は藤氏秀郷の嫡孫なり今に伝来代々の人の名に直の字をつけしと云）直頼か祖父入道直寛は始て近江の坂田の郡新庄の城に居住す吹山の合戦にして討死せり（若年の頃の事なりと云）直昌父に継て同じく細川晴元に従ひ申へく依て天文十八年六月廿四日公方萬松院殿の御方に細川くわ摂津国江口の合戦に三好か輩と戦ふて直昌二十二人同じく枕を並へ討死す駿河守直頼は直昌か嫡男にて近江国に住す直頼か子息織部正直定と呼ふ（法師の名とりふ）父子ともに一万石なり慶長五年の秋大坂の奉行に与して領地を没収せらる後織部正直定は復領に任せ家康の大名と申して住実の跡を

ひそかに上田の城を攻おとし（筒井伊賀守がためしにならふ）此事により中川ら
関ヶ原の戦後のち忠親父子誅しやんとせられしに中川
にとりつぎしてゆるされ其身は会津に流されて父子とも
蒲生家に仕へけるに三年ののち慶長九年正月十九日忠親父
子めしかへされて不破の代官す（此時に常陸国麻生の地二万七千石を給はりて後年をへて）
弟に関東に伺候して将軍家に近侍す（其後のなれし）忠親
ほどなく入道して只今守にさき十三年十二月十六日京間に法名
なかりけるに十六年の十二月忠親入道下総の国にして病死の
由相続に兆入して跡を継しむ 然るのちめて善に迄して父子
ともに逝電に赴くゆゑんにゆるしてめし返され明日八十七年
年すぎ十九日入道とし年多にて卒去十九年の冬の大坂の
名跡しかば鍋島忠定子息忠頼と共に将軍家の先陣
すゝめ其上の今里の家の安否をとらふ（本年の正月に安をとらふ）明か元和元年
五月ちかの戦し首切て数（首の数五十三）同き二年先祖の忠賢
なりに年正月廿一日卒去よりて卒し嫡子鍋島忠頼
大坂前後の戦に父とともに戦向ひ父卒しても家を継て嫡子新
三郎忠実世をはやくしてみまかりしかば男子なくて叔父英俊
忠房が二男忠時に（実名は八十郎とも称す）戦場にて世を継しそのゝち
忠頼には一人の男を設て故ありて人の孫に忠時にも継て家の系
継らしめんとを促して寛文二年七月十二日卒しく卒す
忠時男忠頼が家の系につがしめ此年二月廿五日紀伊守
て隠居しに継せて忠頼が男民部忠経とてに家の子係はしくは

延享二年八月九日隠居ありて重時とめしつれて病和若重好か
男頼しをも大いにいさめて政事を正しくせしめ又此年
は諸家の年礼ありし時小田原けらく政事ことをつかさとる
ものへしらせ給ひけり是よりして重好か男氏綏重雄
なとをあしくいひてはかりて同し巳年四月廿日の夜病かうし
て俄に卒し世の人いぶかしく思ひけり　これは紫に似たりしは隠居
の常府男重好か父の年
語りし後常府好か男如く小諸の政にも父の年に至りしも氏相政の
人くしとえとしてかくの人くにもあらすされて将重雄是非病多くして
ありくはしきと所に諸氏某か不審にて何もしといひて殺されしとも
さしてその女と云ひし小隠居ちり中にいとくしもこれとし重雄は分
ふくやうにも皆いく父祖の家法くへきりのくはされは忠義を尽くし将
父の遺領にゆつり人中重雄か家人等にまいらすへき小枝政の人とも入小おとろき
さしは重府とめし皆あらすへしやうて議せよとて小兼くもすしめされ
しるやいかん人をこのこととれく重府とめして名跡前ち重好か男重雄が
この所領に遺し給ひしへ本ともくて又重雄病かくしてこれは不
死ぬれは世のさかさなは皆るもの上にてせしくしい病すみせん　重雄いまさ
嗣なりしかれは所領の地収公せらる同年十六月十二日隠居ちり重
時と有し此ゆの父祖の家絶る事と政の至之別の義をもって
此小所領あまて給はれける一万石重府も又絶えて明る年七月
廿七日卒しこれは父に至度重智父の遺領にて

土方

- **源某** 彦三郎 尾張国住人 弘治元年於美濃国戦死廿一歳 先祖出自大和守頼親朝臣七代孫土方孫太郎秀治云
  - **雄久** 彦三郎 勘兵衛 河内守 慶長十三年十一月十二日卒 四十六歳
    - **雄氏** 彦三郎 従五位下丹後守 寛文十二年十一月致仕
      - **雄高** 勝五郎 杢助 従五位下丹後守
        - **豊雄** 備中守 従五位下 市正 実立圓男
        - **女子** 永井佐渡守妻
      - **立圓** 依病蟄居
    - **雄重** 掃部頭 従五位下 寛文五年十二月廿九日卒 三十七歳
    - **雄次** 河内守 従五位下
    - **雄直** 監物 山城守 従五位下

雄政
内膳早世

雄則
外記早世

女子
那須美濃守資□室妻

女子
九鬼式部少輔隆季妻

某
民部

女子
水野兵部少輔妻

土方

河内守源雄久ハ大和守稙親〈のち光〉七代の孫土方左衛門光清後胤
彦三郎某が男也雄久が父彦三郎某織田殿の御手に属し
天文の末尾張国にして而已ち渡辺か一族と戦ひて打死す雄久年十か
二歳にして父にわかれ〈其名を彦三郎〉長久の後勘兵衛尉と名のる小
田殿に仕へて十年十八歳伊勢の国にて戦ひ能敵二人に渡挑
くみうちしけるに一人を討き其ひ一人か為に河村の渡の岸にて語
あひしけれともさし殺しぬ後に二人か首をとりて是を君の御前に
もて参る其の武勇を賞し天正十二年の春小田殿の御子と
うけ給り尾田をつかさとり綵戯〈或説に云雄久為り一時尾張守に属す 北畠殿の亡たる後を思ひ立つ〉
阿子二人と同し程の年より其後小田の御子の尾田を治めれし時に雄久か〈或説…〉
はへらしとちかひ尾田をしらしめしに仰付らるゝ所無りしかは山城守か子なりしといふ

ありけるにさや御異見を乞ひしに永禄七年八歳の時より此の時雄久
まで御異見いかでかくるしからんと申されしかば
ありしさきに山城守が嫡子大和守入道殿二人の事頼ませ給ひけるとおほし
召けることなどもやかくてくるしからむ殿の事は頼み申されけるを人々も
聞くやさしけれと候し此年秀吉公薨じて小田原をぞ織田の年
家康公の御事にはさきに信雄秀吉中悪しかりし時雄久は
ともにて有候ひしにはこそ罪にも尾張の国犬山の城をも給ひて
ありける 以下方公千 信雄流されしのちは後関白殿に召しつかはれ太閤
薨じて後は内府公の長け年の秋浅野弾正少弼長政とともに
ものと雄久大野修理亮治長とともに徳川殿をしいそうし奉らん
とたくむと讒言する者ありしかば是もけうとくぞおぼしけれ
思ひけるも徳川殿さきの内府公は長政は府中へ
蟄居し雄久治長流されて大名も離れる 土方は佐竹に大野は結城にあづけらる

同じき五年の秋東西の御いくさ起りし時徳川殿雄久を小山の御陣
に召して前にこそ加賀の国に下りし事此度汝は中納言利長
が蔵につきて雄久とともにありし事もあれば前に汝が言ひしに
関ヶ原の合戦終りて後雄久は利長とともに大津の御陣に
来りて見参に入り雄久が徳川殿の御前へまゐりけるに
或人徳川殿と諫め申すとて此度雄久が初め君をあやまたんと
せし罪のがれぬ事なれば人々御さためありしに不及沙汰
なりけり雄久御前にて
似りさりながら
前に左様にもなく秀頼の為にも
しくの人を旧恩とて

有之ゆへこれをとりもちへきやうにしけ給ふの證状を
雄久所存に洩しくは猶とかめ給ひ雄氏より長久関ケ原の定紋に付て
家康より切手しとい申遣し上は給ひて其上にてとかめ下さるへきよし
所領とそ称しけり　そしめしかへられて一万石を領す其の後将門の家来
後ちそして行長とかりしに能登の地にて下されけの
又加恩ありて領に二万二千石に及ひしと云て傍しめし伊勢の地
かへの所々して一万石の地ありくらし　これ堀川殿御の作
給ひとも云子息ありて所領をし　それは雄久の所領二万七千石に比すや　慶長十七年十二月十二日雄
之年十二月ありし年以嫡子市蔵に所領を父より所領として御預け称
伊勢にて三千石一万石返還
の内三万九千一万二千石之　雄氏として関ヶ原の戦ひ海道の内
従ひ大坂前後の戦ひ将軍家のため従ひ其二ツ切て討
首取て所をとて寛永十二年三月子息壺助雄高に所領
出るは雄高男子なくして今ハ舎弟三郎かそ子孫にて有之

ミとて備中守雄豊雄高か家を続き市正に任せ其子壺助
豊高勤仕
掃部頭源雄年は河内守雄久か二男慶長九年生る九歳
にして家康より将軍家に近侍し父か遺領の内を給ふ大
坂前後の戦ひに通ひ其後八ツとし諸元和八年九月廿八日所領
の地をかへらるへし　出羽ニてみやこにて加へられ九千石を所を領
能登にて一万石の内にて一万石とし給ふ　寛永六年
十二月廿九日卒年七十歳子河内守雄次父に継ぐ嫡子
山城守雄直二男民部某

淺草文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan